

# ( 案 )

## ごみ処理有料化制度

令和    年    月 策 定

岐   阜   市

# 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. はじめに                          | 1  |
| (1) 国の動向                         | 1  |
| (2) 本市における有料化検討経緯                | 1  |
| 2. ごみ処理の現状                       | 5  |
| (1) 一般廃棄物（ごみ）の排出状況               | 5  |
| (2) ごみの焼却状況とごみ焼却量の目標             | 8  |
| (3) ごみ減量・資源化の取り組み状況              | 10 |
| (4) ごみ処理に要する経費                   | 13 |
| (5) ごみ処理施設の整備推進                  | 14 |
| (6) 廃棄物部門の二酸化炭素排出量               | 15 |
| (7) ごみ処理有料化に関する市民等の意見            | 16 |
| 3. 地域のごみ処理の課題                    | 18 |
| (1) ごみステーションの管理運営                | 18 |
| (2) 資源分別回収等の状況                   | 19 |
| (3) 地域のごみ処理の課題等に関する市民等の意見        | 20 |
| (4) 地域コミュニティの持続                  | 22 |
| 4. ごみ処理有料化                       | 23 |
| (1) ごみ処理有料化の実施                   | 23 |
| (2) ごみ処理有料化の実施時期                 | 24 |
| (3) ごみ処理有料化の目的                   | 24 |
| (4) ごみ処理有料化によるごみ減量効果等            | 26 |
| (5) 他都市の有料化実施状況                  | 30 |
| (6) 岐阜市環境審議会からの答申                | 31 |
| 5. 家庭系ごみ処理有料化制度                  | 32 |
| (1) 家庭系ごみとは                      | 32 |
| (2) 有料化の対象とする家庭系ごみ               | 32 |
| (3) ごみ処理手数料の料金体系                 | 33 |
| (4) 家庭系ごみ処理手数料の料金水準              | 34 |
| (5) 家庭系ごみ処理手数料の徴収方法              | 40 |
| (6) 家庭系ごみ処理手数料額                  | 41 |
| (7) 家庭系ごみ処理手数料の減免                | 41 |
| (8) 家庭系ごみ処理手数料収入の使途              | 42 |
| (9) 家庭系ごみ処理手数料の試算額及び制度実施に伴う経費見込み | 42 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| <b>6. 事業系ごみ処理有料化制度</b>         | 43 |
| (1) 事業系ごみとは                    | 43 |
| (2) 事業系ごみ処理有料化の目的              | 44 |
| (3) 本市の事業系ごみの取り扱い              | 45 |
| (4) 有料化の対象とする事業系ごみ             | 47 |
| (5) ごみ処理手数料の料金体系               | 47 |
| (6) 事業系ごみ処理手数料の料金水準            | 47 |
| (7) 事業系ごみ処理手数料の徴収方法            | 50 |
| (8) 事業系ごみ処理手数料額                | 50 |
| (9) 事業系ごみ処理手数料の減免              | 51 |
| (10) 事業系普通ごみのステーション排出          | 51 |
| (11) 事業系ごみ処理手数料収入の使途           | 51 |
| (12) 事業系ごみ処理手数料の試算額及び制度実施に伴う経費 | 52 |
| <b>7. ごみ処理有料化に伴う併用施策</b>       | 53 |
| (1) ごみの減量・資源化施策                | 53 |
| (2) 地域のごみ処理支援施策                | 55 |
| (3) その他（デジタル技術等を活用したごみ収集の効率化）  | 56 |
| <b>8. ごみ処理有料化の実施に向けた取り組み</b>   | 56 |
| (1) 周知及び啓発活動                   | 56 |
| (2) 不適正排出・不法投棄対策               | 56 |
| (3) ステーション管理のルール化              | 58 |
| (4) 評価と見直し                     | 59 |

## 1. はじめに

### (1) 国の動向

環境省は、平成 17 年 5 月に改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示）」において、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」との記述を追加し、国の方針として家庭系ごみ処理有料化を推進することを明確化しています。

また、市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考とすべく「一般廃棄物処理有料化の手引き（以下「有料化の手引き」という。）」を平成 19 年 6 月に作成（令和 4 年 3 月改訂）し、市町村の家庭系ごみ処理有料化を国全体の施策の方針として示しています。

### (2) 本市における有料化検討経緯

本市では、限られた資源を有効に活用し、環境への負荷を低減する「循環型社会」の形成を目指し、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」（以下「市基本計画」という。）に基づき、廃棄物の減量・資源化を進めています。

また、平成 23 年 11 月には、ごみの減量・資源化を推進するための具体的な取り組みを示した「ごみ減量・資源化指針」（以下「指針」という。）を策定し、ごみ焼却量がピークであった平成 9 年度の約 15 万 6 千 t から 3 分の 1 以上削減し、令和 7 年度までに 10 万 t 以下に減らすことを目標に掲げ、市民の皆様とともに「ごみ 1/3 減量大作戦」運動に取り組んでおり、こうした取り組みを通じて、ごみ焼却量は、毎年減少傾向にあります。

また、近年、海外諸国の輸入規制に起因する資源物の取引価格の変動や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うごみの排出傾向の変化、近年の国際的な緊張の高まりを背景に原材料価格の上昇や円安に伴う輸入物価の上昇に起因する物価の高騰など、廃棄物を取り巻く環境は、これまでと大きく異なってきています。

こうした中、より有用なごみ減量・資源化施策の一つとして、ごみ処理の有料化について、検討を進めてきました。

これまで、平成 24 年 10 月には、岐阜市環境審議会から、「ごみ処理有料化制度は、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」と答申を受けています。

また、令和 4 年 7 月に岐阜市ごみ減量対策推進協議会から答申を受けた改定指針では、ごみ処理の有料化制度の導入について、「有料化の課題などをさらに調査研究するとともに、市民の意見を集約し、ごみの減量作戦の効果や、ごみを取り巻く社会情勢などを総合的に勘案し、実施を判断すべきである」とされました。

そこで、令和 4 年 7 月から「ごみの減量と資源化」に関する市民意見交換会、市民アンケートを実施し、有料化制度について、多くの意見を聴取しました。

また、事業系ごみについては、事業者のごみ排出に関する状況や課題を把握するため、令和 4 年 8 月に「ごみ問題に関する事業所アンケート」を実施するとともに、令和 5 年 11 月から「事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会」等を開催し、多くの意見を聴取しました。

さらに、令和 6 年 7 月の「都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会」や、同年 10 月の「岐阜市環境推進員ブロック別研修会」において、ごみ処理と地域コミュニティに係る課題についてご意見をいただきました。

この、「ごみ処理有料化制度」は、令和 4 年の改定指針における判断を受け、平成 24 年 10 月に岐阜市環境審議会から答申を受けた「ごみ処理有料化制度の導入に係る報告書」を基に、令和 7 年 2 月の「ごみ処理有料化制度についての意見交換会」などでの市民・事業者の皆様の意見を踏まえ、改めて同審議会のご意見を伺いながら策定するものです。

なお、本市において、これまでに行ってきた有料化に関する議論の経緯は、次ページの表 1 のとおりです。

【表 1】本市における有料化に関する議論の経緯

| 年月                               | 内容                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年 11 月                     | ○「ごみ減量・資源化指針 2011」を策定<br>・ごみ減量を推進する作戦の一つとして、「ごみ処理有料化制度の導入を検討する」ことを明記                                                                                     |
| 平成 23 年 12 月                     | ○環境審議会に「ごみ処理有料化制度の導入について」について諮問<br>・「ごみ減量・資源化検討部会」を設置                                                                                                    |
| 平成 24 年 10 月                     | ○環境審議会より「ごみ処理有料化制度の導入について」答申<br>・「ごみ処理有料化制度は、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」                                                                                   |
| 平成 24 年 5 月<br>～<br>平成 26 年 10 月 | ○ごみ処理有料化制度を含む市民説明会の実施<br>・計 40 回、1,328 人が参加                                                                                                              |
| 平成 26 年 2 月                      | ○岐阜市包括外部監査報告書<br>・「ごみ処理の有料化制度導入の検討の段階から方針を決定し、ごみ処理有料化を推進することが望まれる」                                                                                       |
| 平成 26 年 3 月                      | ○市議会「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」を採択<br>・請願内容<br>①市民の理解が得られるまで、家庭から出る普通ごみの無料収集を継続すること<br>②雑がみ回収、プラスチック製容器包装の分別収集などの施策を強化すること                                      |
| 平成 29 年 3 月                      | ○「ごみ減量・資源化指針」を策定<br>・ごみ処理有料化の検討を開始する判断基準<br>①指針に掲げる取り組みにより、ごみ削減効果が認められないと判断された場合<br>②令和 7 年度に見込まれる 1 人あたりのごみ焼却量が、中核市の平均レベルに達しないと判断した場合                   |
| 令和 3 年 9 月                       | ○ごみ減量対策推進協議会に、「ごみ減量・資源化指針」の改定について諮問                                                                                                                      |
| 令和 4 年 4 月                       | ○プラスチック製容器包装の分別収集開始                                                                                                                                      |
| 令和 4 年 7 月                       | ○ごみ減量対策推進協議会より、「ごみ減量・資源化指針」について答申<br>・「有料化の課題などをさらに調査研究するとともに、市民の意見を集約し、ごみの減量作戦の効果や、ごみを取り巻く社会情勢などを総合的に勘案し、実施を判断すべきである」<br>○「ごみ減量・資源化指針」を改定               |
| 令和 4 年 7 月<br>～ 11 月             | ○「ごみの減量と資源化」に関する市民意見交換会、市民アンケート等の実施（有料化制度についても意見聴取）<br>・市民意見交換会 計 59 回、999 人が参加<br>・市民アンケート 1,088 人が回答<br>・個人事業所アンケート 836 所が回答<br>・収集運搬事業者アンケート 12 団体が回答 |

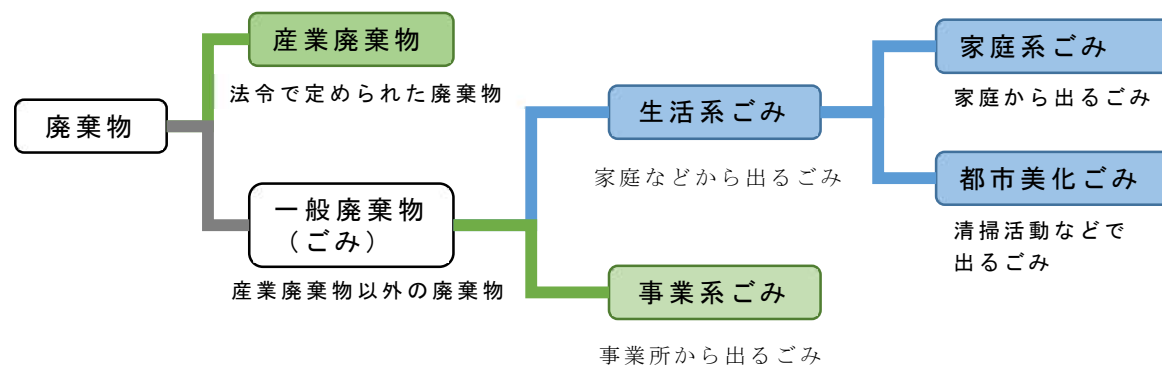
| 年月                             | 内容                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年 11 月<br>～<br>令和 6 年 1 月 | ○事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会、市公式ホームページでの意見募集の実施<br>・意見交換会 計 19 回、158 人が参加<br>・アンケート 136 人が回答<br>・HP 意見募集 10 人が回答                                                                                        |
| 令和 6 年 7 月                     | ○都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会の実施<br>・全 6 回開催のうち第 2 回、第 3 回のテーマが、「環境・衛生くごみ>」<br>・自治会や市民団体の代表者等の 7 人が、「ごみ処理に係る地域課題」について意見交換                                                                                |
| 令和 6 年 10 月                    | ○岐阜市環境推進員ブロック別研修会で意見聴取<br>・計 9 回、176 人が参加<br>・環境推進員アンケート 169 人が回答                                                                                                                                    |
| 令和 7 年 2 月<br>～ 3 月            | ○ごみ処理有料化制度についての意見交換会、市公式ホームページの意見募集の実施<br>・意見交換会 計 20 回、 <u>1,088 人</u> が参加<br>・アンケート <u>987 人</u> が回答<br>・HP 意見募集 <u>84 人</u> が回答<br>○ <u>ごみ処理有料化制度（案）に対するパブリックコメント手続きの実施</u><br>・意見提出数 <u>77 通</u> |

## ○廃棄物の区分

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物（ごみ）」に区分されます。「産業廃棄物」とは、事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など法令で定められたもので、「一般廃棄物（ごみ）」とは、産業廃棄物以外のものを指します。

「一般廃棄物（ごみ）」は、さらに「生活系ごみ（家庭から排出される「家庭系ごみ」や清掃活動などで収集される「都市美化ごみ」など）」と事業者が排出する「事業系ごみ」に区分されます

本制度では、産業廃棄物以外の**一般廃棄物（ごみ）の有料化**について、とりまとめています。



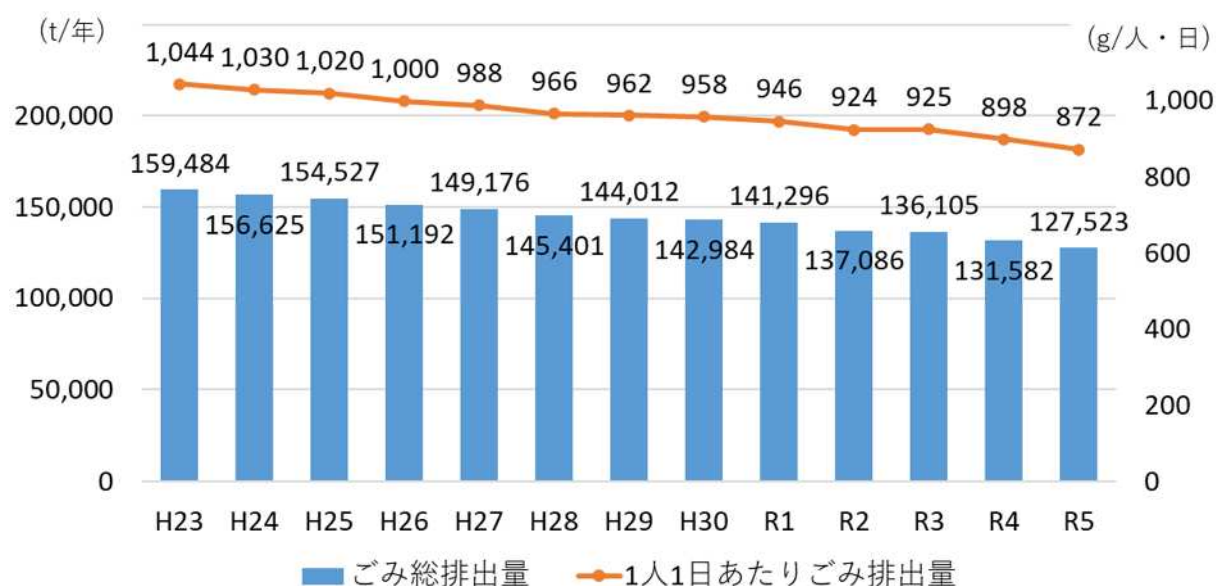
## 2. ごみ処理の現状

### (1) 一般廃棄物（ごみ）の排出状況

本市のごみ総排出量の推移は、図 1 のとおりです。ごみの総排出量は、年々減少しており、令和 5 年度の総排出量は、127,523t、1 人 1 日あたりに換算すると 872g となっています。

また、令和 5 年度に排出されたごみを分別区分でみると、次ページの表 2 及び図 2 のとおり、全体の約 68%が家庭系ごみ、約 31%が事業系ごみとなっています。

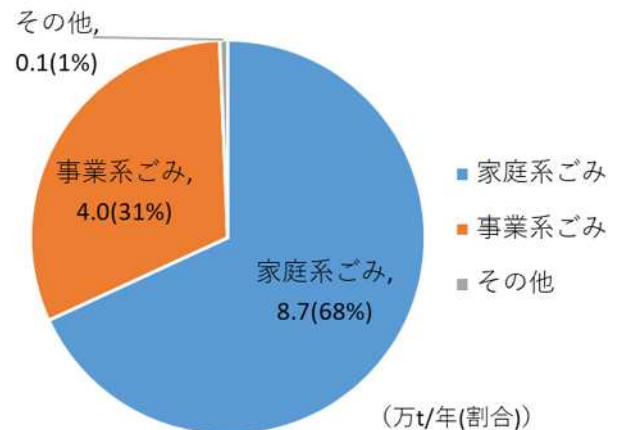
家庭系普通ごみの排出量は、次ページの図 3 のとおり、令和 3 年度までは、概ね横ばいでありましたが、令和 4 年度のプラスチック製容器包装の分別収集の開始に伴い減少し、令和 5 年度の排出量は 64,433t、1 人 1 日あたりの排出量は 441g となっています。



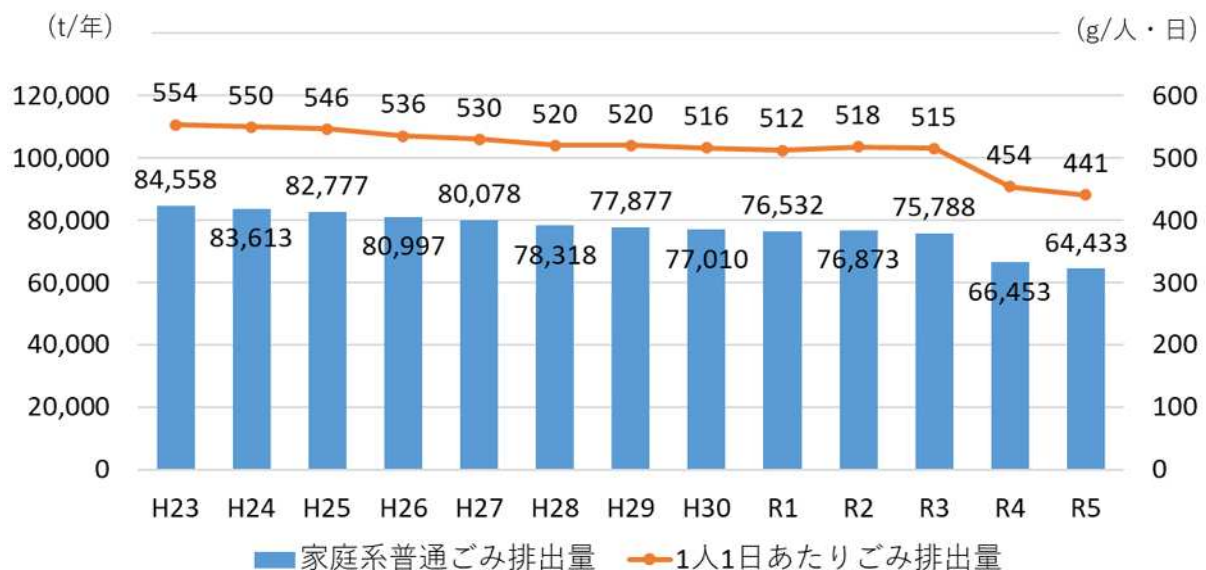
【図 1】ごみ総排出量と 1 人 1 日あたりのごみ排出量

【表 2、図 2】ごみ総排出量の内訳（令和 5 年度）

| 分別区分         |       |              | 排出量 (t) |
|--------------|-------|--------------|---------|
| 家庭系          | 普通ごみ  |              | 64,433  |
|              | 粗大ごみ  |              | 6,351   |
|              | 資源ごみ  | ビン・カン・ペットボトル | 6,094   |
|              |       | プラスチック容器包装   | 4,533   |
|              |       | その他          | 257     |
|              | 資源回収等 |              | 5,203   |
|              | 計     |              | 86,871  |
| 事業系          | 普通ごみ  |              | 35,276  |
|              | 粗大ごみ  |              | 1,400   |
|              | 資源ごみ  |              | 2,790   |
|              | 併せ産廃※ |              | 342     |
|              | 計     |              | 39,808  |
| その他（都市美化ごみ等） |       |              | 844     |
| 合計           |       |              | 127,523 |



※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として市が認めたもの（繊維くず・紙くず・木くず・動植物性残渣）



【図 3】家庭系普通ごみ排出量と 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量

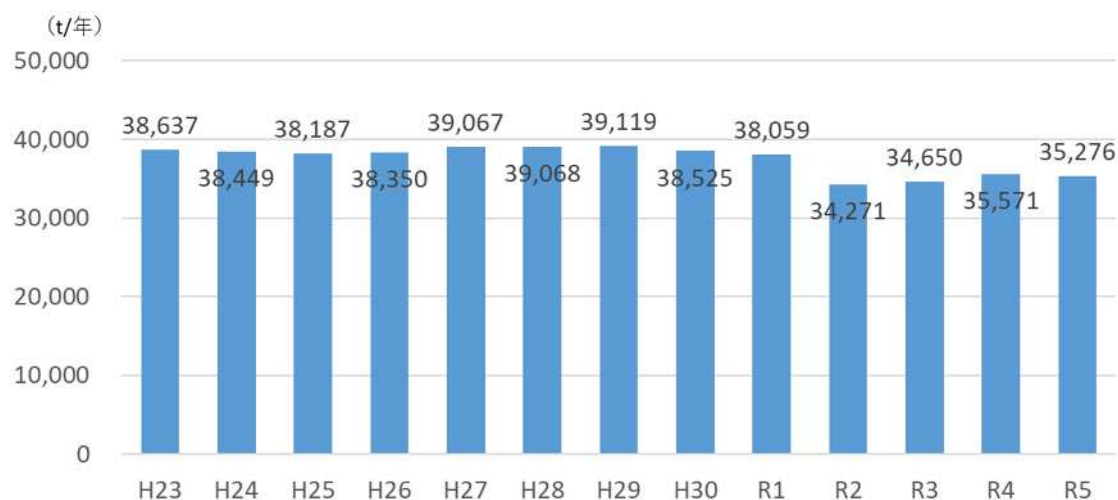
※本市では、少量排出事業者は、事業系普通ごみを地域のごみステーションへ排出し、市が収集運搬する運用を行っているため（45 頁）、少量排出事業者がごみステーションに排出した事業系普通ごみは家庭系普通ごみに集計されている。

一方で、事業系ごみの排出量は、図 4 のとおり、令和元年度までは、4 万 3 千 t から 4 万 4 千 t 程度の横ばいで推移していましたが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が停滞し、38,519t まで減少しました。しかし、その後は、増加傾向に転じ、令和 5 年度の排出量は、39,808t となっています。

また、事業系ごみのうち、粗大ごみや資源ごみを除いた事業系普通ごみの排出量も同様に、図 5 のとおり、令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、その後は、増加傾向に転じ、令和 5 年度の排出量は 35,276t となっています。



【図 4】事業系ごみ排出量



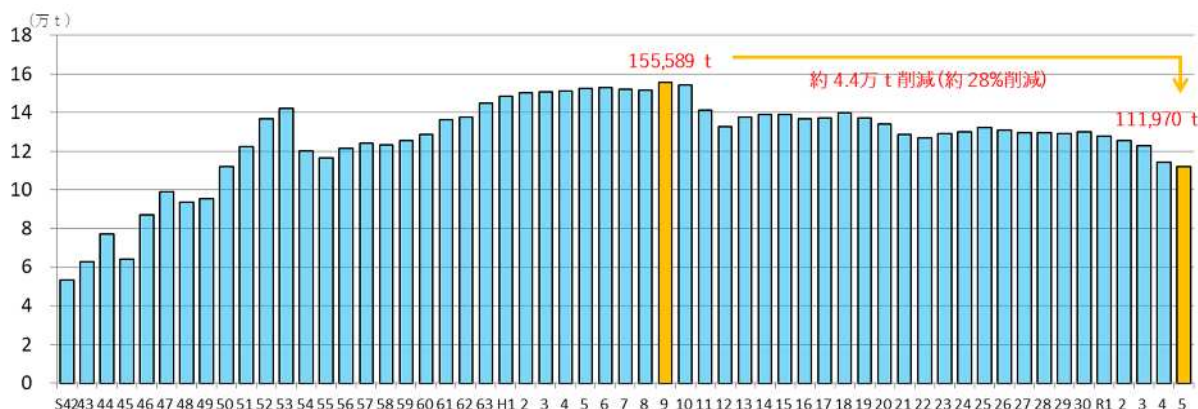
【図 5】事業系普通ごみ排出量

## (2) ごみの焼却状況とごみ焼却量の目標

ごみ総排出量の中には、ビン・カン・ペットボトルやプラスチック製容器包装などの資源ごみも含まれています。これらの資源化できるものを除いた本市のごみ焼却量は、図 6 のとおり、平成 9 年度の約 15.6 万 t をピークに減少傾向にあります。

令和 5 年度のごみ焼却量は、ピーク時から約 4.4 万 t (約 28%) 削減し、11.2 万 t となっています。

しかし、本市は、指針において、ごみ焼却量をピーク時から 1/3 以上削減し 10 万 t 以下とする目標を掲げています。表 3 のとおり、令和 5 年度の実績値と、令和 7 年度の目標値には、1.2 万 t の差があります。次ページの図 7 のとおり、ごみ焼却量は減少傾向にありますが、現状のまま推移した場合、令和 7 年度のごみ焼却量は、10.8 万 t となる見込みで、目標達成は困難であります。

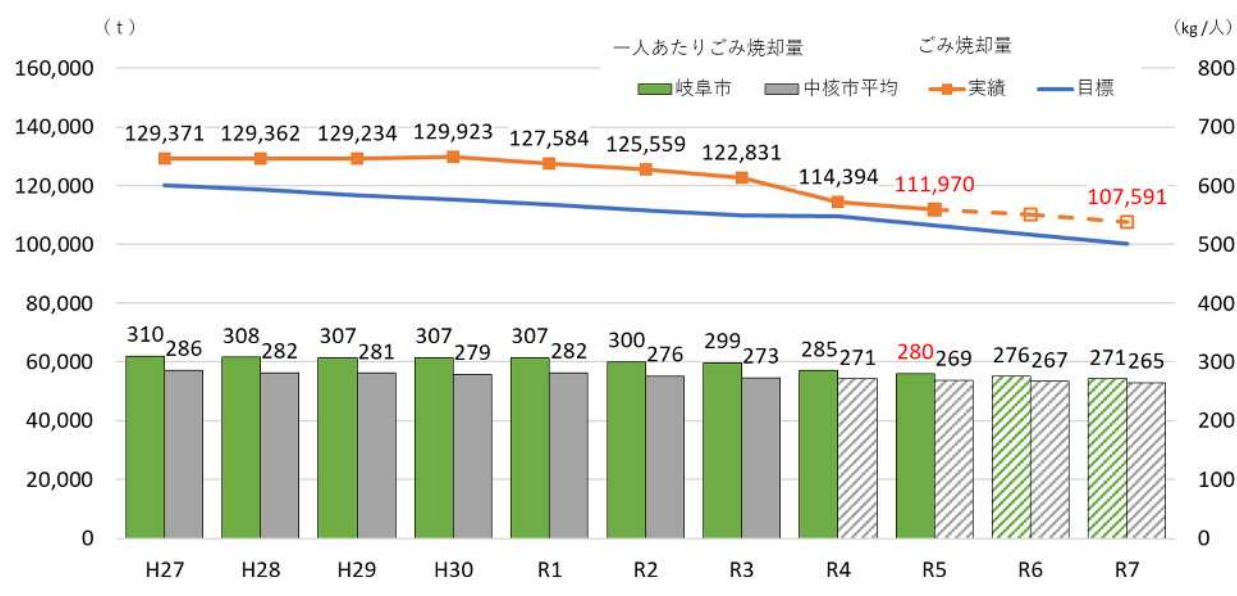


【図 6】ごみ焼却量の推移

【表 3】岐阜市のごみ焼却量の目標「ごみ減量・資源化指針」

| 項目    | 目標値<br>(令和 7 年度) | 実績(令和 5 年度) |         |    |       |
|-------|------------------|-------------|---------|----|-------|
|       |                  | 実績値         | 差       | 傾向 | 達成見込み |
| ごみ焼却量 | 10 万 t           | 11.2 万 t    | 1.2 万 t | 減少 | ×     |

また、指針では、ごみ処理有料化の検討を開始する判断基準として、「令和 7 年度に見込まれる一人あたりのごみ焼却量が、中核市の平均レベルに達しないと判断した場合」を掲げています。同じく図 7 のとおり、本市の令和 5 年度の一人あたりごみ焼却量は 280kg/人であり、このまま推移した場合、令和 7 年度の見込みは 271kg/人となります。一方で、中核市平均の令和 7 年度見込みが 265kg/人であることから、中核市平均には達しないことが見込まれます。



※中核市平均は、中核市の焼却処理量を合算した値を、総人口を合算した値で除して算出  
 ※令和 6 年度以降の岐阜市の一人あたりごみ焼却量は、市基本計画の予測値  
 ※令和 4 年度以降の中核市平均は、H27-R3 の削減率で推移した場合の推計値

【図 7】ごみ焼却量及び一人あたりごみ焼却量の予測

### (3) ごみ減量・資源化の取り組み状況

本市では、指針に基づいて、様々なごみ減量・資源化施策に取り組んでいます。

本市において、資源ごみとして収集している品目は表 4、また、ごみの減量・資源化の具体的な取り組みは表 5 のとおりです。

【表 4】本市で資源ごみとして収集している品目

|                            |
|----------------------------|
| ・ビン、カン、ペットボトル              |
| ・新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、古着 |
| ・小型家電                      |
| ・廃蛍光管、乾電池                  |
| ・廃食用油                      |
| ・プラスチック製容器包装               |
| ・使用済みはがき                   |

【表 5】本市におけるごみ減量・資源化の取り組み

| 対象品目 | 実施内容           | 概要                                                                                                                       |
|------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 紙ごみ  | 資源分別回収奨励金制度    | 資源分別回収事業を推進するため、回収量に応じた奨励金を地域に交付しています。<br>平成 26 年からは、雑がみに係る奨励金を引き上げました。(6 円/kg→8 円/kg)                                   |
|      | 古紙回収用ボックスの設置   | 資源分別回収日以外にも古紙を排出できるよう、古紙の回収拠点として、公有地及び自治会連合会が所有者から承諾を得た民有地などに、古紙回収用ボックスを設置しています。<br>回収用ボックスを設置した地区には、回収量に応じた奨励金を交付しています。 |
|      | 雑がみ回収台紙        | 紙袋に取り付け雑がみ回収袋であることを示す台紙として、雑がみ回収の目的や効果等を示した雑がみ台紙を作成し、出前講座等で配付しています。                                                      |
|      | 雑がみ集めてグランプリの開催 | 雑がみを回収する意識の定着を図るため、一定期間内で、資源分別回収における雑がみの回収量が多い地域を表彰しています。                                                                |
|      | 出前講座など         | 地域の集会やイベントで雑がみ回収等に関する出前講座を開催しているほか、小中学校において雑がみに関する授業を行っています。                                                             |

| 対象<br>品目     | 実施内容                | 概要                                                                                                                                            |
|--------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生ごみ          | ダンボールコンポスト事業        | 家庭での生ごみの堆肥化を促進するため、定期的にダンボールコンポスト講座を開催しています。<br>また、要望のあった団体に対して、講師を派遣するほか、ダンボールコンポストの基材やダンボール箱の購入に対して補助を行っています。                               |
|              | ダンボールコンポスト地域循環モデル事業 | 家庭でできた生ごみの堆肥を、地域や学校で循環利用する事業を実施しています。                                                                                                         |
|              | 3R クッキング講座          | 生ごみを減量する料理を「3R クッキング講座」として紹介しています。                                                                                                            |
|              | 3・3 プロジェクト          | 食品の3キリ(水キリ、食べキリ、使いキリ)や、3R クッキングを普及するため、市民の生ごみ減量行動に対する動機付けとなる取り組みを実施しています。<br>また、3R クッキング講座への講師派遣や、市内小中学校や出前講座において、3・3 プロジェクトを紹介するチラシを配布しています。 |
|              | 家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助   | 生ごみの減量及び資源化を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助しています。<br>(補助対象経費の1/2、上限2万円)                                                                        |
| プラスチック<br>ごみ | プラスチック製容器包装の分別収集    | 令和4年度から、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。<br>また、小中学校や地域団体等を対象に、プラスチック製容器包装の分別についての講座を開催しています。                                                         |
|              | トレイ回収協力店事業          | 市内の食品系スーパーに、発泡スチロール製トレイの自主回収を依頼しています。                                                                                                         |
| 事業系<br>ごみ    | 事業所立入指導             | 一定規模の事業所に対し、一般廃棄物減量計画の提出を求めるとともに、定期的に立入指導を行っています。                                                                                             |
|              | エコ・アクションパートナー協定     | 過剰包装の抑制や容器包装廃棄物の減量・資源化など、環境負荷の少ない活動を進める事業所と協定を締結し、その取り組みを広く周知することで、市民のごみ減量の意識を高めています。                                                         |
|              | 食べキリ協力店・協力企業の登録     | 料理の食べ残し等の削減に取り組む飲食店や宿泊施設等の事業所を「3・3 プロジェクト 岐阜市食べキリ協力店・協力企業」として認定し、その取り組みを市民に紹介しています。                                                           |
| 情報<br>発信     | <u>ごみ減量フォーラム</u>    | <u>ごみ減量フォーラムを実施し、「子どもポスターコンクール」や「雑がみ集めてグランプリ」の表彰式、ごみ減量・資源化に関する講演を行っています。</u>                                                                  |
|              | <u>シビック・アクション号</u>  | <u>ごみ減量やりサイクルの推進を図るため、市が借り上げたバス(シビック・アクション号)を利用して、ごみ処理施設やりサイクル施設を見学します。</u>                                                                   |

指針に掲げる作戦ごとの指標は、表 6 のとおりであり、紙ごみ、プラごみ排出量は、当該年度の目標値を下回り目標を達成していますが、生ごみ、事業系ごみ排出量は、基準値を上回っており、更なる取り組みが必要です。

【表 6】指針に掲げる作戦ごとの指標

(t)

| 作戦指標                                      |          |    | R2<br>(基準値) | R4     | R5     | R6     | R7     |
|-------------------------------------------|----------|----|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 作戦 1 多様な資源ごみ回収を促進する                       |          |    |             |        |        |        |        |
| 家庭系<br>普通ごみ・<br>粗大ごみ<br>排出量               | 目標       |    | —           | 79,299 | 77,202 | 75,105 | 72,987 |
|                                           | 実績       |    | 84,406      | 73,164 | 70,784 |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  | —           | ▲9,872 | ▲2,380 |        |        |
|                                           |          | 割合 | —           | ▲11.9% | ▲3.3%  |        |        |
| 資源分別回<br>収量と民間<br>の古紙等回<br>収ステーシ<br>ョン回収量 | 目標       |    | —           | —      | —      | —      | —      |
|                                           | 実績       |    | 18,056      | 17,698 | 16,288 |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  |             | +454   | ▲1,410 |        |        |
|                                           |          | 割合 |             | +2.6%  | ▲8.0%  |        |        |
| 作戦 2 紙ごみを減らす                              |          |    |             |        |        |        |        |
| 家庭系<br>普通ごみの<br>紙ごみ量                      | 目標       |    | —           | 26,436 | 25,735 | 25,035 | 24,331 |
|                                           | 実績       |    | 27,136      | 20,667 | 22,101 |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  | —           | ▲4,343 | +1,434 |        |        |
|                                           |          | 割合 | —           | ▲17.4% | +6.9%  |        |        |
| 作戦 3 生ごみを減らす                              |          |    |             |        |        |        |        |
| 家庭系<br>普通ごみの<br>生ごみ量                      | 目標       |    | —           | 14,021 | 13,436 | 12,851 | 12,263 |
|                                           | 実績       |    | 14,606      | 17,477 | 17,204 |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  | —           | ▲864   | ▲273   |        |        |
|                                           |          | 割合 | —           | ▲4.7%  | ▲1.6%  |        |        |
| 作戦 4 プラスチックごみを減らす                         |          |    |             |        |        |        |        |
| 家庭系<br>普通ごみの<br>プラごみ量                     | 目標       |    | —           | 13,329 | 13,115 | 12,901 | 12,685 |
|                                           | 実績       |    | 17,143      | 11,098 | 7,345  |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  | —           | ▲3,681 | ▲3,753 |        |        |
|                                           |          | 割合 | —           | ▲24.9% | ▲33.8% |        |        |
| 作戦 5 事業系ごみを減らす                            |          |    |             |        |        |        |        |
| 事業系<br>普通ごみ<br>排出量                        | 目標       |    | —           | 33,974 | 33,626 | 33,278 | 32,924 |
|                                           | 実績       |    | 34,271      | 35,571 | 35,276 |        |        |
|                                           | 前年<br>度比 | 差  | —           | +921   | ▲295   |        |        |
|                                           |          | 割合 | —           | +2.7%  | ▲0.8%  |        |        |

※少量排出事業者がごみステーションに排出した事業系普通ごみは家庭系普通ごみに集計

#### (4) ごみ処理に要する経費

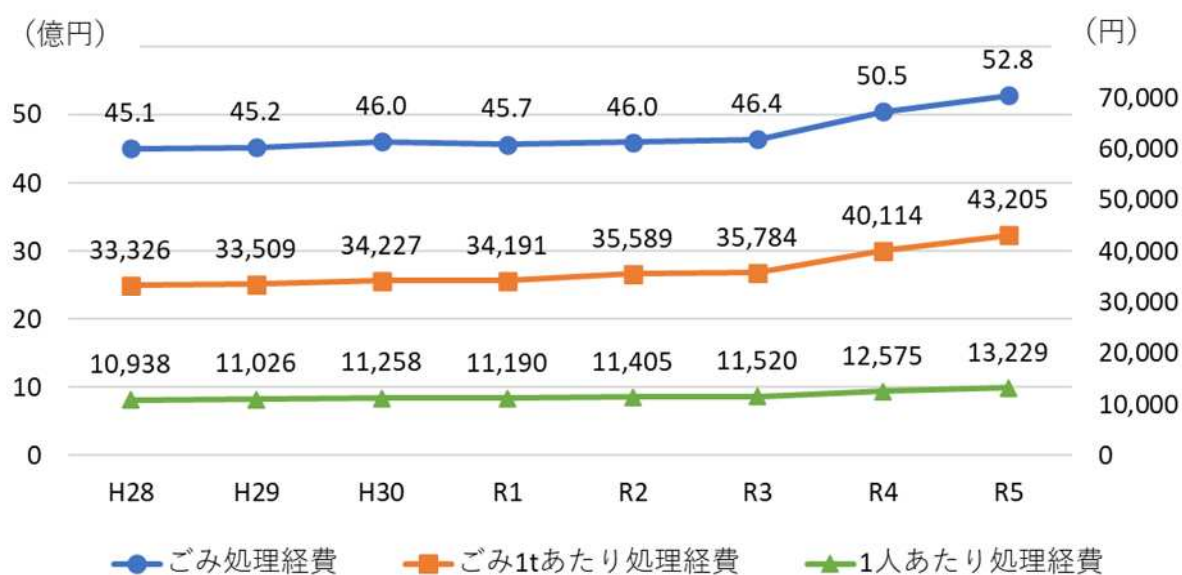
ごみ処理には、収集・運搬、破碎や焼却などの中間処理や最終処分等、多額の経費を要します。

令和5年度の本市のごみ処理に要する総経費は、表7のとおり、約52.8億円であり、ごみ総排出量が約12.2万tであることから、ごみ1tあたりの処理経費、いわゆる「ごみ処理原価」は、43,205円となります。また、市民1人あたりに換算した経費は、13,229円となります。

また、図8のとおり、近年、ごみ処理に要する経費は、年々増加しています。

【表 7】 ごみ処理原価（令和5年度）

| 区分        | 収集・運搬       | 中間処理      |             |           | 最終処分      | 計           |
|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-------------|
|           |             | 破碎        | 焼却          | 選別        |           |             |
| 経費        | 2,898,396千円 | 229,748千円 | 1,677,676千円 | 356,284千円 | 122,778千円 | 5,284,882千円 |
| 処理量       | 77,695 t    | 7,793 t   | 111,970 t   | 9,471 t   | 12,604 t  | 122,320 t   |
| ごみ処理原価    | 37,305円/t   | 29,481円/t | 14,983円/t   | 37,618円/t | 9,741円/t  | 43,205円/t   |
| 1人あたり処理経費 |             |           |             |           |           | 13,229円/人   |



※令和5年度のごみ処理経費は東部クリーンセンターの廃棄物発電事業特別会計を統合

【図 8】 ごみ処理の経費（ごみ1tあたり、1人あたり）

## （５）ごみ処理施設の整備推進

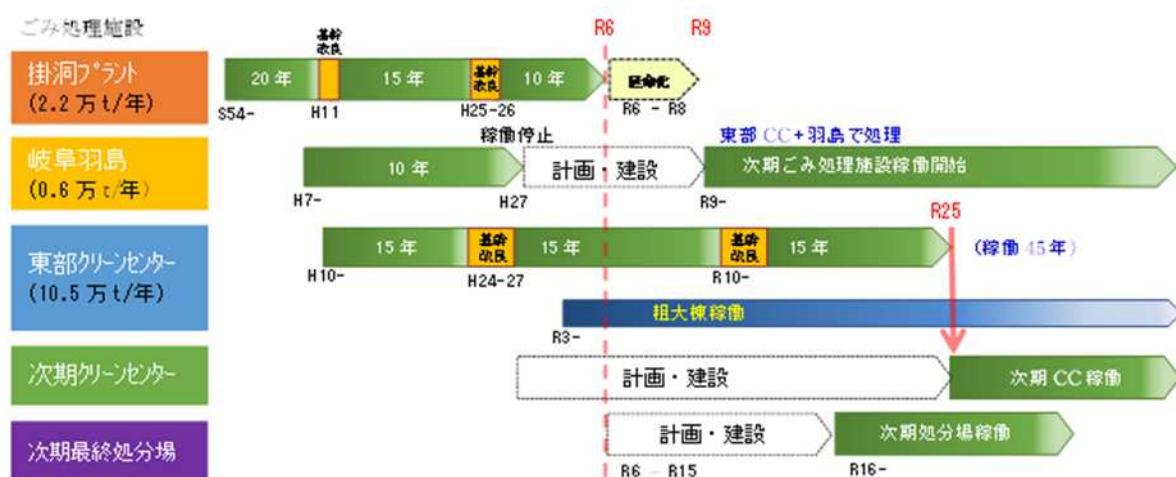
本市は、安定的なごみ処理を行うため、ごみ焼却施設や中間処理施設、最終処分場などのごみ処理施設を有しています。

これらのごみ処理施設は、ごみ焼却量の推移や、将来負担も勘案しながら、計画的な整備を推進する必要があります。本市のごみ処理施設の整備スケジュールは図 9 のとおりです。

しかし、一般財団法人日本環境衛生センターによると、ごみ焼却施設の建設トン単価※は、年々高騰しており、平成 14 年には 2,000 万円/t であったものが、令和 4 年には、1 億円/t と約 5 倍に上昇しています。

また、ごみ処理施設は、地域住民からは、いわゆる迷惑施設と認識されることが多く、ごみ処理施設の整備にあたっては、地域の理解を得ることが課題となります。

※ごみ焼却施設の建設費を、焼却公称能力 1 t あたりに換算した単価。例えば、公称能力 300 t / 日のごみ焼却施設を建設するには、建設トン単価×300 t 程度の建設コストが発生することになる。



【図 9】ごみ処理施設の整備スケジュール

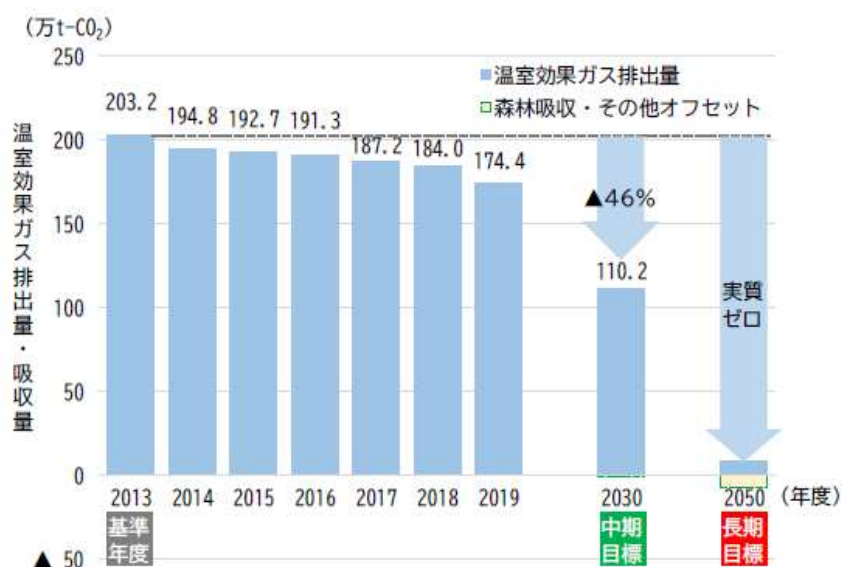
※岐阜羽島衛生施設組合（構成市町は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の 2 市 2 町）の次期ごみ処理施設は、令和 9 年 4 月に稼働予定

## （６）廃棄物部門の二酸化炭素排出量

ごみを焼却すると、地球温暖化の原因である二酸化炭素が排出されます。ごみの発生を抑制し、資源として有効利用することで、ごみの焼却量を削減し、焼却時に排出される二酸化炭素を削減することができます。

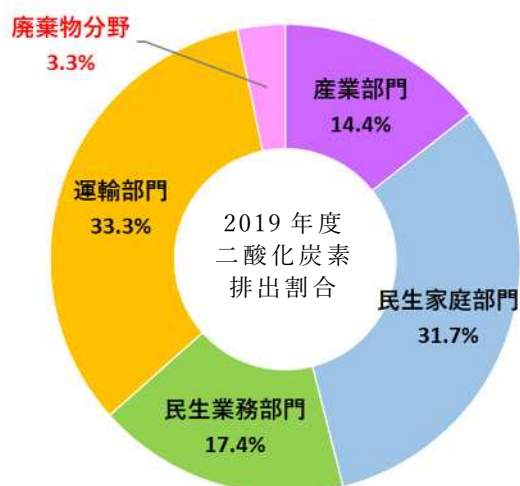
本市では、図 10 のとおり、市域の温室効果ガス排出量を基準年度である 2013 年度比で 2030 年度に 46%削減し、2050 年度に実質ゼロとする目標を掲げています。

また、2019 年度における本市の温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が約 96%を占めており、このうち、廃棄物由来は、図 11 のとおり、約 3.3%（約 5.5 万 t）となっています。



（出典：岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

【図 10】本市の温室効果ガス排出量の推移と削減目標



【図 11】本市の二酸化炭素排出割合

## (7) ごみ処理有料化に関する市民等の意見

市民意見交換会や事業者意見交換会、アンケート調査などを実施し、ごみ処理有料化に関してご意見をいただきました。

### ●「ごみの減量と資源化」に関する市民意見交換会、アンケート

(以下「R4 市民意見交換会」という。)

#### ■意見交換会

○開催日程：令和4年7月28日～11月11日まで

○開催場所：市内50地区、各コミュニティセンター、市庁舎、  
環境推進員ブロック別研修会

○参加人数：999人

#### ■市民アンケート、市政モニター、市HPアンケート

○調査期間：令和4年8月1日～8月31日まで

○回答者数：1,088人

#### ■ごみ処理有料化に関する主な意見

- ・プラ容器の分別が始まり、普通ごみは減っている。ここで有料化すれば、さらに普通ごみは減る。住民の意識改革のためにも、有料化は進めるべき
- ・有料化を実施する場合は、低所得者や生活保護の方へのサポートを行ってほしい
- ・有料化は、市民にごみ減量と資源化の意義をしっかりと伝えながら、慎重に検討してほしい
- ・有料化は、必要になってくると思う。ただし、今の社会経済情勢で、市民の理解を得ることはできない。コロナがもう少し落ち着いてきたら、意見交換会などで有料化の必要性を十分に伝えてから、スタートするべき
- ・有料化には反対、無料の状態で、ごみ減量を大いに進めてほしい

## ●事業系のごみ処理のあり方に関する事業者意見交換会、アンケート

(以下「R5 事業者意見交換会」という。)

### ■意見交換会

○開催日程：令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 1 月 22 日まで

○開催場所：各コミュニティセンター、市庁舎、経済団体・事業者団体

○参加人数：158 人

### ■アンケート・市 HP 意見募集

○調査期間：令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 2 月 15 日まで

○回答者数：136 人

### ■ごみ処理有料化に関する主な意見

- ・周辺市町は、ごみ処理手数料を払う必要があり、岐阜市は払わなくて良い。そのため、他市町から岐阜市へごみを持ってくる事案があると聞く
- ・事業系ごみの処理費用は、経費に計上できる。それもアピールして理解を得ればよい
- ・事業系ごみの処理が市民の負担となっているのであれば、事業者が負担すべき
- ・事業系ごみは家庭系ごみに先がけて有料化が良い。50kg ルールの徹底と共に、分別の徹底もしっかりと
- ・応分の負担は必要だと思うが、住み良い街づくりの要素にできないか
- ・現状でうまく運用できているのであれば、手数料の徴収は不要

### 3. 地域のごみ処理の課題

#### (1) ごみステーションの管理運営

一般的に、ごみステーションの管理運営における、自治会の役割として、図 12 のとおり、設置申請や設備の購入、ごみ出しルール順守の呼びかけ、ごみ当番の調整や放置されたごみの対応、設備の改善があり、ごみステーション管理において非常に重要な役割を担っています。

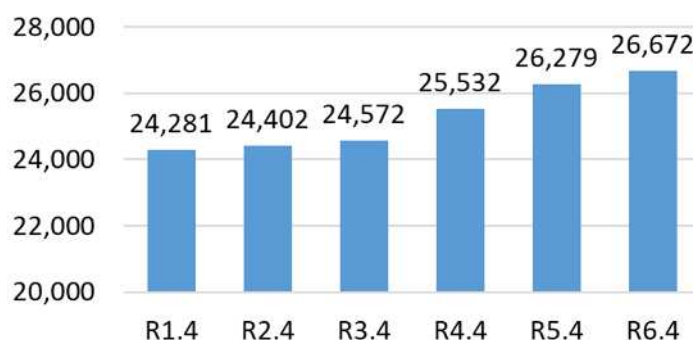
|             | 利用者の役割                          |                 | 自治体の役割                          |
|-------------|---------------------------------|-----------------|---------------------------------|
|             | 組織の役割                           | 個人の役割           |                                 |
| ①ごみ集積所の設置   | 設置申請<br>ごみ集積所設備購入               |                 | ごみ集積所の設置許可<br>設備購入の補助           |
| ②ごみ出しと収集    | ルール順守の呼びかけ                      | 分別・排出日時を守ってごみ出し | ルールの設定と普及啓発<br>ごみ収集             |
| ③ごみ集積所の維持管理 | ごみ当番等の調整<br>放置されたごみの対応<br>設備の改善 | ごみ当番等による清掃      | 清掃支援<br>放置ごみの対応支援<br>改善指導・普及啓発等 |

(出典：国立環境研究所 客員研究員 鈴木薫)

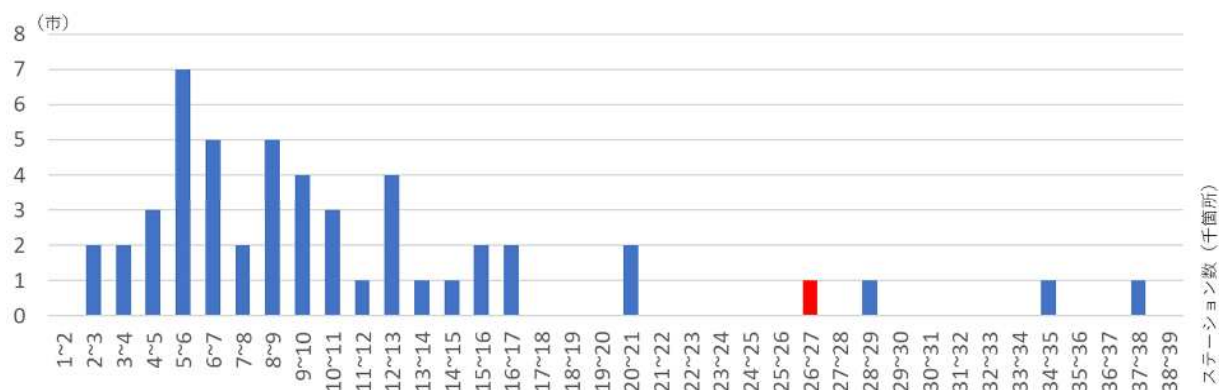
【図 12】ごみステーションにおける利用者（自治会）の役割と自治体の役割

一方で、本市には図 13 及び次ページの図 14 のとおり、約 2 万 7 千箇所のごみステーションが設置されており、他の中核市と比較しても非常に設置数が多い状況です。

さらに、近年、既存のごみステーションの細分化など、ごみステーションの新設要望が増加しており、ごみステーションを管理する自治会の負担が増しています。加えて、ごみステーションに排出されたごみを荒らす鳥獣被害を防止するため、カラス除けネットの設置など金銭的負担も増しています。



【図 13】本市のごみステーション設置数の推移



【図 14】中核市のごみステーション設置数

## (2) 資源分別回収等の状況

本市の資源分別回収量と民間事業者の古紙等回収ステーションの回収量等を含めた資源ごみ回収量は、図 15 のとおり、緩やかな減少傾向にあります。その内訳をみると、民間事業者の回収量が増加傾向であるのに対し、資源分別回収量は減少しています。

このため、資源分別回収を実施する自治会にとっては、回収した資源物の売却金や、市から自治会連合会に交付する奨励金(雑がみは 8 円/kg、その他は 6 円/kg)が減少しています。



【図 15】資源分別回収等による資源ごみ回収量

### （３）地域のごみ処理の課題等に関する市民等の意見

市民・事業者意見交換会のほか、都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会、環境推進員ブロック別研修会において、地域のごみ処理の課題に関してご意見をいただきました。

#### ●R4 市民意見交換会

##### ■地域のごみ処理の課題等に関する主な意見

- ・自治会未加入者のごみ出しのルールが守られていない
- ・市境では、有料化されている隣町からごみステーションにごみが捨てられる事例が頻発し、その対応に苦勞している
- ・有料化については、賛成。そこで得たお金は、自治会に還元して欲しい。ごみ出しのルールを守らずにごみを出す人や他市町からの持ち込みなど、ステーション管理には、お金がかかる。自治会員でない人との差をもうけてほしい

#### ●R5 事業者意見交換会

##### ■地域のごみ処理の課題等に関する主な意見

- ・ステーションにごみを出している事業者の収集運搬料は、市民が税として負担している
- ・ステーションは、地域が許可申請し、ごみネットも自分たちで買い、掃除もしている。自治会に入っていない事業者が、自分たちの儲けのために出たごみを地域に捨てることがなぜ許されるのか
- ・せんいクズが出るが、長いものは短く切ったり生地は小さく切って出している。今まで通りステーションに出せると良い

#### ●都市と地域コミュニティの持続可能性に関する懇談会

##### ■懇談会概要

○開催日程：令和 6 年 7 月～12 月

（全 6 回のうち、環境・衛生をテーマに 2 回開催）

○構 成 員：大学教授、自治会代表、市民団体、経済団体、公募

## ■懇談会参加者から出された意見

- ・ごみステーションは、自治会の管理により支えられていることを理解した
- ・ステーション管理は、地域コミュニティを維持していくための最後の機会である
- ・自治会に入るメリットは、地域とのつながりが生まれることである
- ・ごみ問題を次世代に先送りすることは避けるべき
- ・市民に共通認識を持ってもらうための幅広い啓発、特に若い世代への情報発信が必要
- ・ごみ処理有料化の財源を何にどう使うのか、使途をしっかりと検討すべき

## ●令和 6 年度 環境推進員ブロック別研修会での意見聴取

### ■研修会概要

- 開催日程：令和 6 年 10 月 1 日～10 月 31 日まで
- 開催場所：各コミュニティセンター、市庁舎
- 参加人数：176 人
- アンケート回答者数：169 人

### ■地域コミュニティに関する意見

- ・自治会加入者がごみ出しに協力しているので自治会への支援をお願いしたい
- ・カラス被害が多く自治会予算でごみネットを購入している。予算が足りない。補助してほしい
- ・自治会に加入するメリットを感じることができる施策を実施してほしい
- ・自治会への加入者を増やすため、市より何かメリットを提案してください
- ・高齢者へのごみ出しや資源回収の新聞紙・段ボールのひもしばりの支援をしてほしい

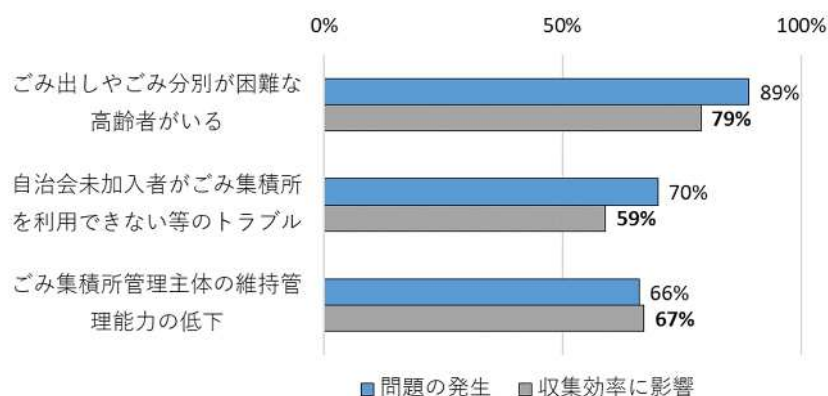
#### (4) 地域コミュニティの持続

自治会等の地域コミュニティは、ごみステーション管理において非常に重要な役割を担っています。しかし、図 16 のとおり、多くの自治体で、高齢化や地域のつながりの希薄化が発生し、ごみの収集効率に影響を与えています。

実際に、市民意見交換会等では、ステーション管理などの地域のごみ処理に関する課題について多くの意見が寄せられ、行政による地域コミュニティへの支援を求める声と共に、そのためには、ごみ処理有料化を導入することが有効であるとの意見をいただきました。

ごみステーションの維持管理や資源分別回収など、本市における地域のごみ処理は、地域の共助（市民と地域コミュニティの協力等）により成立しており、高齢化や地域のつながりの希薄化が進行すると、安定的なごみ処理体制に影響を与えるおそれがあります。

地域コミュニティを持続し、適正にごみステーションを管理していくためには、行政による地域コミュニティへの支援が必要だと考えられます。



(出典：国立環境研究所, 全国の自治体を対象としたアンケート調査, 2020 年, n=853)

【図 16】高齢化や地域のつながりの希薄化が自治体のごみ収集に与える影響

## 4. ごみ処理有料化

### (1) ごみ処理有料化の実施

「2. ごみ処理の現状」に記載したとおり、本市では、これまで、市民や事業者の皆様と一体となって様々なごみ減量・資源化施策を実施してきました。しかしながら、環境への負荷をより一層、低減する必要があることや、今後、ごみ処理施設の更新による整備が必要となるなど、将来の負担を勘案すると、更なるごみ減量・資源化が必要だと考えます。

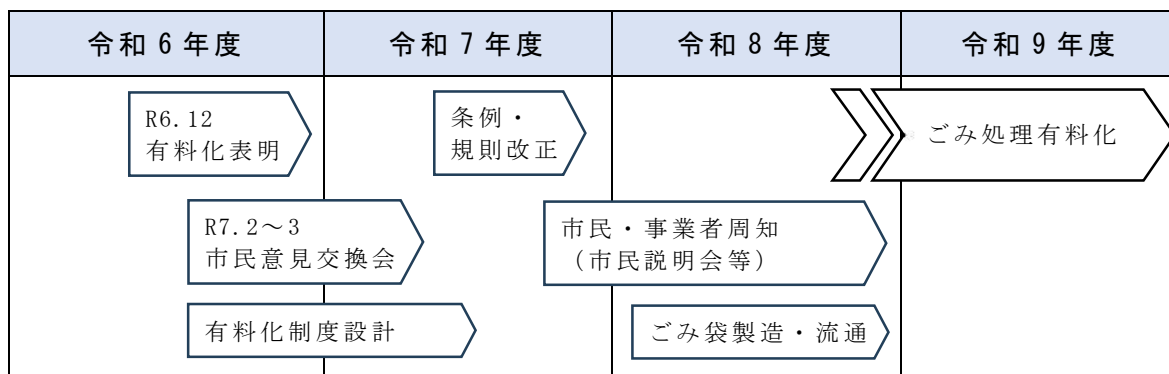
また、「3. 地域のごみ処理の課題」に記載したとおり、ごみステーションの管理や資源分別回収などは、地域の共助により成立しており、高齢化や地域のつながりの希薄化が進むと、安定的なごみ処理体制に影響を与えるおそれがあるため、地域コミュニティへの支援も必要だと考えています。

さらに、本市を含む2市2町で構成される岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設が令和9年4月に稼働予定であり、他の構成市町は、ごみ処理の有料化制度を導入済、もしくは、導入予定です。

そこで、本市のごみ処理の現状及び地域の課題等を総合的に勘案し、ごみの減量・資源化を推進すること、地域コミュニティの支援を要すること、岐阜羽島衛生施設組合の他の構成市町の有料化制度の導入状況から、同組合の次期ごみ処理施設の稼働開始までに、ごみ処理の有料化を実施します。

## (2) ごみ処理有料化の実施時期

市民や事業者の皆様への周知期間や、ごみ袋の製造流通などの制度実施に必要な手続き、岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設の稼働時期を考慮し、令和9年4月までに、ごみ処理有料化を実施します。



## (3) ごみ処理有料化の目的

ごみ処理有料化の目的は、一般的に、ごみ減量・資源化に資する「①ごみの排出抑制と再生利用の促進」、「②排出量に応じた費用負担の公平性の確保」、「③排出者としての意識改革」の3つとされます。

本市では、高齢化や地域のつながりの希薄化が進行するなか、地域コミュニティを持続し、安定的なごみ処理体制を維持していくため、これらに加えて、「④地域コミュニティの支援」をごみ処理有料化の目的に位置づけます。

### ①ごみの排出抑制と再生利用の促進

ごみ処理有料化制度を導入することにより、費用負担を軽減しようとする動機付け（インセンティブ）が生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。

また、資源ごみの処理手数料を徴収しないこととすれば、資源分別の促進と再生利用が期待できます。

さらに、ごみの排出抑制や再生利用を促進することで、焼却されるごみの量が減少し、ごみ処理施設や最終処分場の経費の縮減・延命化のほか、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制も可能となります。

## ②排出量に応じた費用負担の公平性の確保

本市のごみ処理は、主に税収を財源として実施しています。

ごみ処理は、基礎自治体が担うべき根幹的な業務の一つですが、ごみ処理に要する税の負担は、ごみをたくさん搬出する人も、減量化に努力している人も変わらないため、ごみ減量への取り組みが反映される仕組みにはなっていません。

ごみの排出量に応じて、一定の負担を求めることにより費用負担の公平化を図ることができ、ごみを減量する行動への動機付けとなることが期待できます。

## ③排出者としての意識改革

ごみ処理有料化制度を導入することにより、ごみの排出量に応じた費用負担が生じることになるため、排出者である市民の皆様が処理費用を意識し、ごみの排出に係る意識改革に繋がることが期待できます。

その結果、買い物の際に、簡易包装の製品や詰替製品など、ごみの発生が少ない商品の選択や、不要・不急な品物の購入抑制、再利用の促進などが見込まれます。

## ④地域コミュニティの支援

ごみステーションの管理運営や資源分別回収など、本市のごみ処理は地域の共助の仕組みにより成立しています。しかし、高齢化や地域のつながりの希薄化が進行することで、安定的なごみ処理体制に影響を与えるおそれがあります。そこで、地域のごみ処理と地域コミュニティの持続のための支援を行うことで、安定的なごみ処理体制を維持していきます。

#### (4) ごみ処理有料化によるごみ減量効果等

すでに家庭系ごみ処理有料化を導入している自治体では、有料化導入によるごみの減量効果が確認されています。

##### ①平成 12 年から平成 30 年の間に有料化を導入した 155 市の減量効果

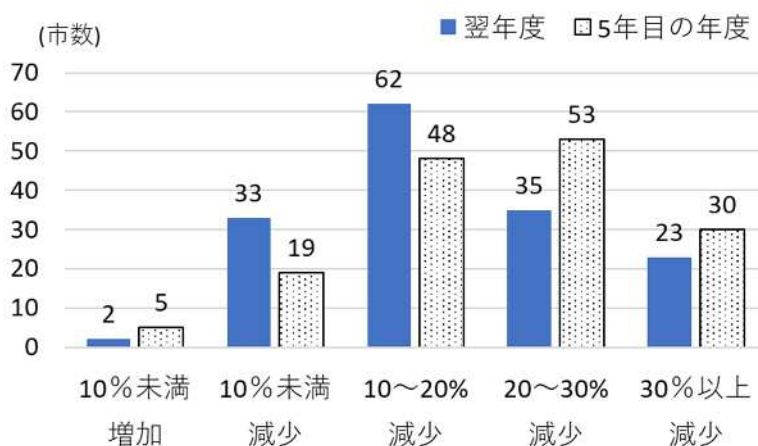
平成 12 年から平成 30 年の間に有料化を導入した 155 市を対象にした調査によると、図 17 のとおり、有料化により、ほとんどの市において、導入翌年度に、家庭系ごみが減少しています。10～20%減少した市が最も多く、平均して 12.6%減少しています。

また、多くの市で、有料化導入後 5 年を経過した後も、有料化の前年度に比べて家庭系ごみが減少しており、減量効果は一時的ではなく、継続的な効果が確認できます。

ごみ処理有料化によって、ごみの減量とともに資源化量の増加が期待されます。同調査によると、有料化導入前後の資源回収率は、次ページの図 18 のとおりであり、有料化によって資源回収率が増加しており、有料化導入後 5 年を経過した後も継続しています。

これらのことから、家庭系ごみの有料化は、ごみ減量・資源化施策として有効であると考えられます。

※資源回収率は、資源化量（直接資源化量、集団回収量）を家庭系ごみ排出量で除したもの。中間処理による資源化を含まない。



(出典：山谷修作(東洋大学名誉教授)「第 5 回全国都市家庭ごみ有料化」アンケート調査(平成 30 年 2 月))

【図 17】有料化導入による家庭系ごみ減量効果



(出典：山谷修作(東洋大学名誉教授)「第5回全国都市家庭ごみ有料化」アンケート調査(平成30年2月))

【図 18】有料化導入前後の資源回収率

## ②近年有料化を導入した中核市の減量効果

近年、有料化を導入した中核市4市の家庭系ごみ減量実績をみると、表8のとおり、ごみ処理有料化導入翌年度の家庭系ごみは、有料化導入前年度から平均12%減量しています。

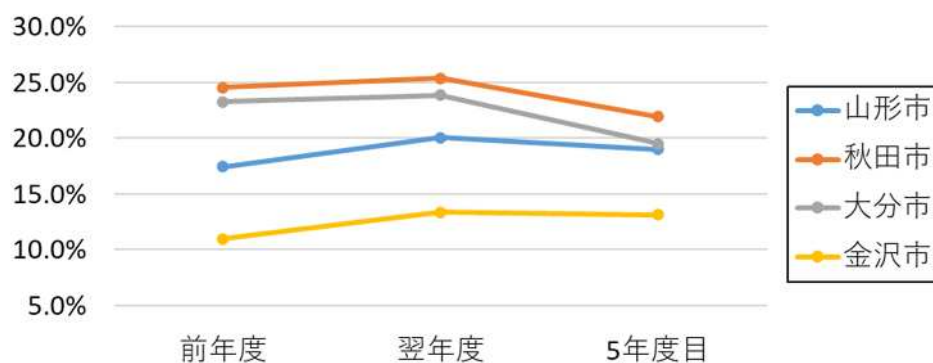
一方で、次ページの図19のとおり、リサイクル率は、導入翌年度に増加したものの、導入5年度目には2市で減少していました。これは、近年、多くの資源物が民間事業者によってリサイクルされており、有料化導入の有無に関わらず、リサイクル率が減少していることが影響しているものと考えられます。

※リサイクル率は、資源化量（直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量）を家庭系ごみ排出量で除したもの

【表 8】有料化導入中核市の家庭系ごみ減量実績（実施前年度比較）

| 中核市    | 有料化導入  | 人口(R4)  | 前年度    | 翌年度    |     | 5年度目   |     |
|--------|--------|---------|--------|--------|-----|--------|-----|
|        |        |         | 排出量    | 排出量    | 減量率 | 排出量    | 減量率 |
| 山形市    | H22.7  | 239,326 | 48,151 | 43,333 | 10% | 43,863 | 9%  |
| 秋田市    | H24.7  | 301,142 | 67,979 | 60,867 | 10% | 58,460 | 14% |
| 大分市    | H26.11 | 476,913 | 90,507 | 83,702 | 8%  | 82,320 | 9%  |
| 金沢市    | H30.2  | 447,614 | 84,813 | 69,251 | 18% | 70,139 | 17% |
| 4中核市平均 |        |         | —      | —      | 12% | —      | 12% |

(出典：一般廃棄物処理実態調査より本市環境部作成)



(出典：一般廃棄物処理実態調査より本市環境部作成)

【図 19】有料化導入中核市のリサイクル率

### ③ごみ最終処分場の延命化、ごみ処理施設の規模縮小

本市が現在保有している最終処分場である大杉一般廃棄物最終処分場は、平成 24 年 1 月に埋め立てを開始し、令和 5 年度末時点の埋立率は約 50%であり、令和 16 年頃に埋め立てが完了する見込みとなっています。

他の中核市と同様に、ごみ処理有料化で、家庭系普通ごみが 12%減量すると、さらに、埋立可能期間が半年から 1 年程度延び、令和 17 年頃に埋め立てが完了する見込みです。

また、ごみ焼却量が減少すると、今後、建設する次期クリーンセンターの規模を縮小することが可能です。

ごみ処理有料化によって、施設稼働 1 日あたりのごみ焼却量は、約 30 t 減少すると推計されるため、焼却能力が 30 t / 日小さいごみ焼却施設でも対応可能となります。この場合、焼却能力 1 t あたりの建設費である建設トン単価が約 1 億円（令和 4 年度）であることから、ごみ焼却施設の建設経費を約 30 億円削減できることとなります。

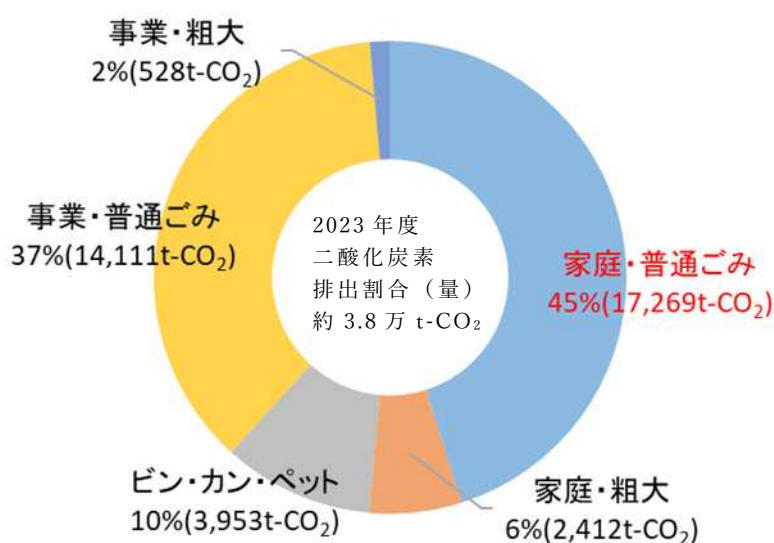
#### ④二酸化炭素の排出抑制

ごみの減量により、ごみ焼却量が削減されることで、二酸化炭素の排出が抑制されます。図 20 のとおり、2023 年度における一般廃棄物の焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量は約 3.8 万 t-CO<sub>2</sub> あり、このうち、45%を家庭系普通ごみが占めています。

ごみ処理有料化により家庭系普通ごみが 12%減少すると、家庭系普通ごみ由来の二酸化炭素排出量は、約 2 千 t-CO<sub>2</sub>（一般廃棄物の焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量全体の約 5%）削減されます。

$$(17,269\text{t-CO}_2 \times 12\% = 2,072\text{t-CO}_2)$$

さらに、令和 4 年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、二酸化炭素の排出源であるプラスチックの焼却が減少するため、二酸化炭素排出量の削減効果がより一層高まることが期待できます。



【図 20】一般廃棄物の焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量

## （５）他都市の有料化実施状況

他都市のごみ処理有料化の実施状況は、表 9 のとおりです。

令和 7 年 3 月現在、岐阜県内の 42 市町村のうち 40 市町村が家庭系ごみを有料化しており、有料化実施率は 95.2%です。なお、有料化していない岐南町も、令和 8 年 4 月までに有料化することを表明しています。

また、中核市の有料化実施率は 30.6%、全国市区町村では 66.7%（令和 4 年度時点）となっています。全国のごみ処理有料化実施率は、図 21 のとおり、今後も増加していくことが見込まれます。

そして、事業系ごみについては、岐阜県内の市町村や中核市では、本市を除くすべての市町村が有料化しています。なお、全国のごみ処理有料化実施率は、97.3%（令和 5 年度時点）です。

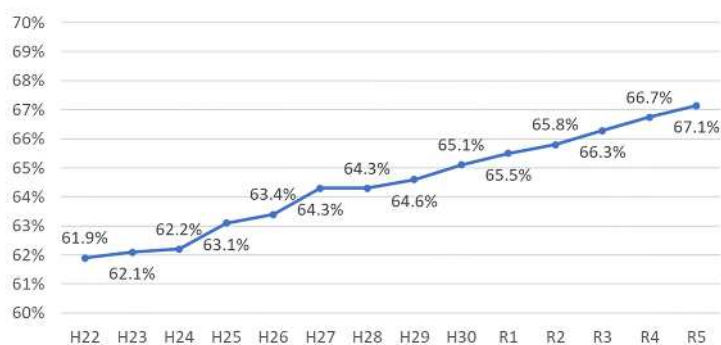
【表 9】他都市のごみ処理有料化実施状況

| 自治体                  | 家庭系ごみ |       |       | 事業系ごみ               |       |       |
|----------------------|-------|-------|-------|---------------------|-------|-------|
|                      | 総数    | 有料化実施 | 実施率   | 総数                  | 有料化実施 | 実施率   |
| 県内市町村※ <sup>1</sup>  | 42    | 40    | 95.2% | 42                  | 41    | 97.6% |
| 中核市※ <sup>1</sup>    | 62    | 19    | 30.6% | 62                  | 61    | 98.4% |
| 全国市区町村※ <sup>2</sup> | 1,741 | 1,169 | 67.1% | 1,549※ <sup>3</sup> | 1,507 | 97.3% |

※<sup>1</sup> 本市環境部調べ（令和 7 年 3 月）

※<sup>2</sup> 出典：環境省「令和 5 年度版日本の廃棄物処理（令和 7 年 3 月）」

※<sup>3</sup> 事業系ごみを収集していない市区町村を除く



（出典：環境省「日本の廃棄物処理」を集計）

【図 21】全国のごみ処理有料化実施率の推移

## (6) 岐阜市環境審議会からの答申

本市は、平成 23 年 12 月に岐阜市環境審議会に対し、「ごみ減量・資源化指針 2011」に掲げるごみ排出量に応じた公平な費用負担の仕組みを検討するため「ごみ処理有料化制度の導入」について諮問しました。

そして、平成 24 年 10 月、環境審議会から、『ごみ処理有料化制度は、適切な制度設計により導入した場合には、ごみ減量効果が期待できることから、今を生きる私たちの責務として、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい』として、ごみ処理有料化制度の導入について答申を受けました。

本制度では、環境審議会からの答申で示された、「ごみ処理有料化制度のあり方」を踏襲し、一部を具体化することで、本市のごみ処理有料化における制度設計を検討しています。答申で示された、ごみ処理有料化制度のあり方の概要は、表 10 のとおりです。

【表 10】ごみ処理有料化制度のあり方の概要（岐阜市環境審議会）

| 項目                    | ごみ処理有料化制度のあり方                                                                                                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 対象とするごみ           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「普通ごみ（家庭系、事業系）」を有料</li> <li>・「資源ごみ」は、資源化率を向上させるため無料</li> <li>・「都市美化ごみ」は、ごみ減量意識向上の視点から減免</li> </ul> |
| (2) 手数料の料金体系          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単純重量制（排出量単純比例型）<br/>（家庭系、事業系ともに）</li> </ul>                                                        |
| (3) 手数料の料金水準          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ袋の容量 1L あたり 0.7 円～1.4 円の範囲<br/>（家庭系、事業系ともに）</li> </ul>                                           |
| (4) 手数料の徴収方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋の販売により手数料を徴収</li> <li>・指定袋の大きさは、3 種類程度<br/>（家庭系、事業系ともに）</li> </ul>                              |
| (5) 手数料の減免            | <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 生活保護受給世帯</li> <li>b) 天災その他の災害を受けた者</li> <li>c) 地域でのボランティア清掃活動により出された普通ごみ（都市美化ごみ）</li> </ul>      |
| (6) 手数料の使途            | <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 制度の運用費用</li> <li>b) 排出抑制や再生利用の促進の分野の施策の費用</li> </ul>                                             |
| (7) その他<br>（50kg ルール） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少量排出事業所の家庭系収集と同様な扱い（50 kg ルール）は継続するものとして、(1) から (6) のごみ処理有料化制度のあり方を検討</li> </ul>                   |

## 5. 家庭系ごみ処理有料化制度

### (1) 家庭系ごみとは

家庭系ごみとは、生活系ごみのうち、家庭から排出されるごみのことを指します。生活系ごみの分別区分は、表 11 のとおりです。

【表 11】生活系ごみの分別区分

| 分別区分  |        |      |                                                 |
|-------|--------|------|-------------------------------------------------|
| 生活系ごみ | 家庭系ごみ  | 普通ごみ |                                                 |
|       |        | 粗大ごみ |                                                 |
|       |        | がれき類 |                                                 |
|       |        | 資源ごみ | ビン・カン・ペットボトル、小型家電、乾電池、<br>廃蛍光灯、廃食用油、プラスチック製容器包装 |
|       | 都市美化ごみ | 普通ごみ |                                                 |
|       |        | 粗大ごみ |                                                 |
|       |        | 資源ごみ | ビン・カン・ペットボトル、その他                                |

### (2) 有料化の対象とする家庭系ごみ

家庭系ごみ処理有料化の対象とするごみは、家庭系ごみのうち、**普通ごみ**とします。

なお、粗大ごみ、がれき類は、既に有料化しています。

また、資源ごみは、資源物の再利用・資源化を推進するため、都市美化ごみは、不特定多数の方が利用する公共の場所（道路、公園、河川や、地域で管理する神社、墓地、自治公民館、ごみステーションなど）において、他者が排出したごみをボランティアで清掃したごみであるため、それぞれ有料化の対象としません。

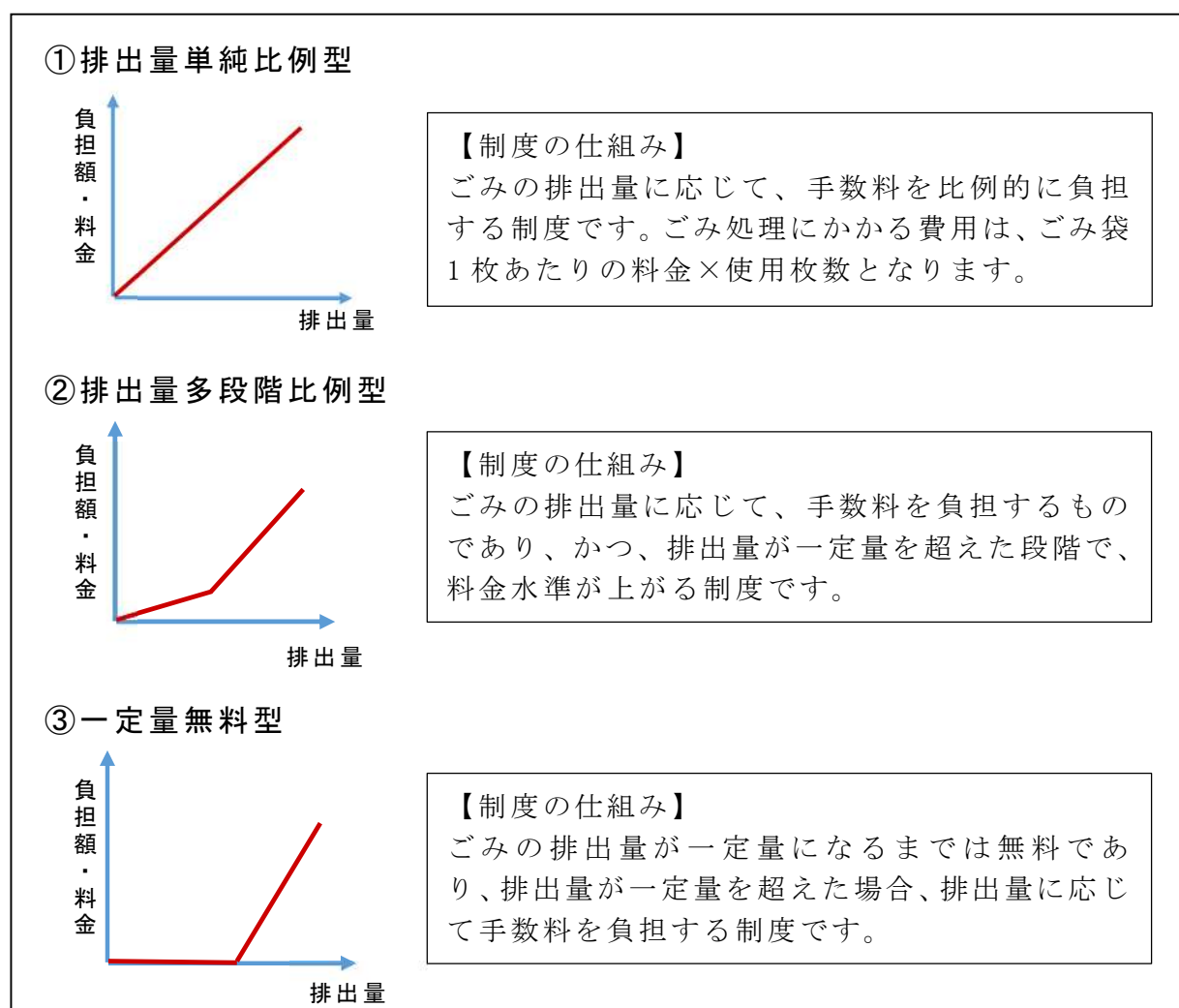
なお、資源ごみは、ごみ処理有料化実施後も、無色透明又は乳白色で半透明のごみ袋等で排出することができます。

また、都市美化ごみの排出方法については別途検討が必要ですが、各地域のボランティア清掃の推進のためにも、これまでどおり、個別に市が無料回収するか、少量の場合には、ボランティア用指定ごみ袋を無料配付し、

このごみ袋を使用して、各地域のごみステーションに排出可能とする予定です。

### (3) ごみ処理手数料の料金体系

ごみ処理手数料の料金体系は、図 22 のとおり、「排出量単純比例型」や「排出量多段階比例型」、「一定量無料型」などがあります。



(出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和 4 年 3 月）」を加工)

【図 22】手数料の料金体系

本市では、次の理由により、「**排出量単純比例型**」を採用します。

- ① 制度が単純で分かりやすい。
- ② 排出者毎の排出量を把握する費用（例えば、「一定量無料型」では、一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用など）が必  
要なく、制度の運用に要する費用が安価である。
- ③ 有料化都市 489 市のうち 469 市 (96%) が採用している実績がある。
- ④ どの料金体系においても、減量効果に差異は見られない。

（※出典：山谷修作（東洋大学名誉教授）ホームページ

「全国都市家庭ごみ有料化実施状況の県別一覧（2025 年 1 月現在）」より）

#### （４）家庭系ごみ処理手数料の料金水準

平成 24 年の岐阜市環境審議会の答申では、ごみ処理手数料の料金水準について、「①排出抑制・再生利用の推進」、「②住民の受容性」、「③周辺市町の料金水準」の 3 つの観点から検討されました。

本制度においては、答申と同様の観点に加え、「④ごみ処理原価」の観点から、再度検討を行います。

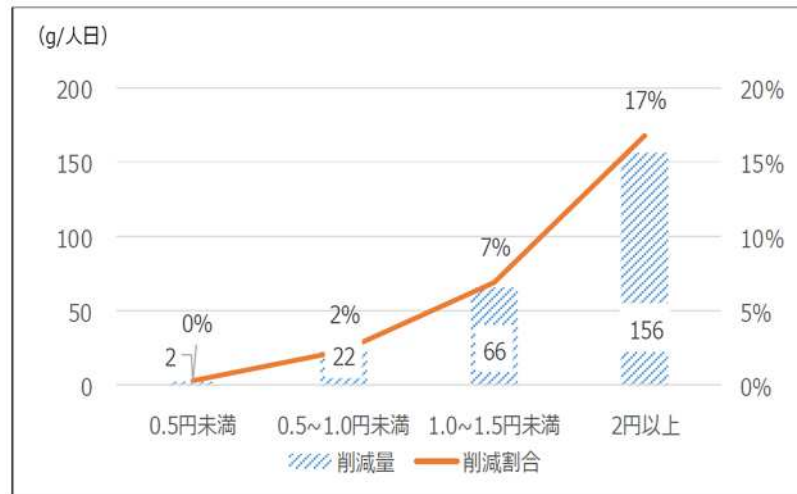
##### ①排出抑制・再生利用の推進

環境省が行った調査※によると、次ページの図 23 のとおり、ごみ処理手数料の料金水準が高くなるほど、ごみ削減量・削減割合も大きくなっています。

また、ごみ処理有料化によって期待する効果として、ごみの削減とともに資源化量の増加（分別行動の促進）が挙げられます。

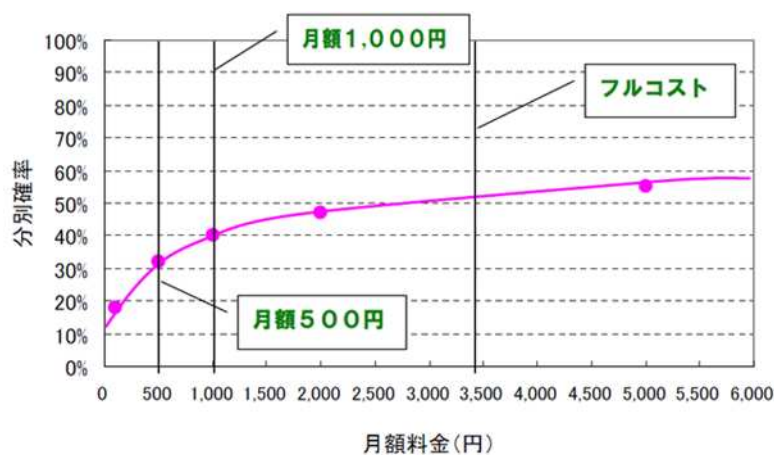
次ページの図 24 のとおり、ごみ処理手数料の月額料金が高くなるほど、分別行動を実施する確率が高くなるという調査結果があります。ただし、手数料月額が 500 円を超えると分別行動を実施する確立の上昇が鈍くなることが指摘されています。

※調査対象は、平成 22 年度から平成 30 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、排出量単純比例型を導入している 63 自治体



(出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月）」)

【図 23】 ごみ処理手数料の 1L あたり料金水準とごみ削減量の関係



※調布市、日野市のアンケート調査に基づく

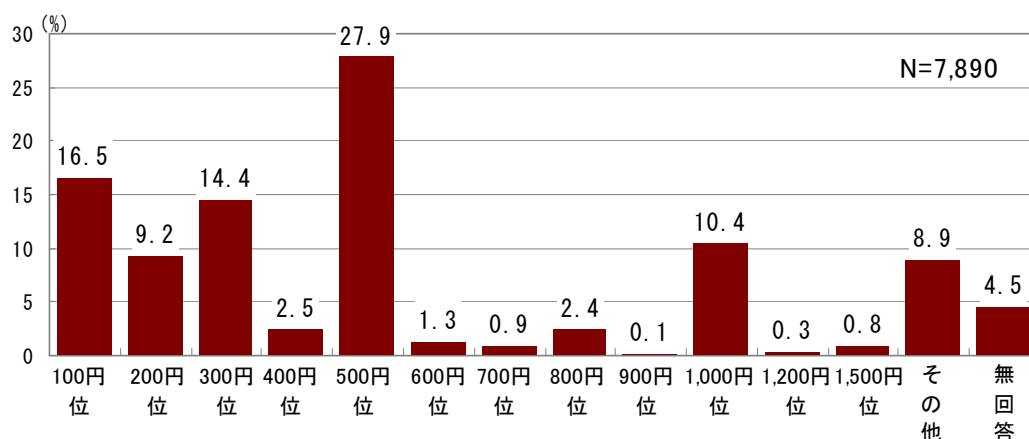
(出典：H17 年京都市廃棄物減量等推進審議会資料を加工)

【図 24】 料金の変化と分別行動促進のシミュレーション

## ②住民の受容性

経済的に負担してもよいと思われる 1 か月あたりのごみ処理手数料の金額として、図 25 のとおり、500 円位までとする比率が高いという調査結果があります。前述したように手数料月額が 500 円を超えると分別行動を実施する確率の上昇が鈍くなることから、手数料月額の上限を 500 円程度とすることが適切であると考えます。

なお、本市の 1 世帯 1 か月あたりの家庭系ごみ排出量（28.7kg）は、45L のごみ袋に換算すると約 6 袋であり、手数料月額の上限を 500 円とした場合、45L のごみ袋 1 枚あたりの上限金額は、約 83 円（1L あたり 1.8 円）となります。



（出典：藤沢市「ごみ処理有料化とごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査報告書」H17 年）

【図 25】経済的に負担してよいと思う 1 か月の負担額

### ③他市町の料金水準

周辺市町よりもごみ処理手数料を低く設定すると、周辺市町からごみが持ち込まれるおそれがあることなどから、周辺市町の料金水準を考慮する必要があります。

周辺市町の家庭系ごみ処理手数料は、次ページの表 12 のとおり、1L あたりの平均手数料単価は、1.15 円となっています。45L のごみ袋に換算すると、1 枚あたり 49 円程度となります。

また、1L あたり 1.11 円、45L のごみ袋で 50 円とする市町が最も多くなっています。

【表 12】周辺市町の家庭系ごみ処理手数料

| 市町名   | 大袋の大きさ                 | 1枚あたり価格                      | 1Lあたりの<br>手数料単価 |
|-------|------------------------|------------------------------|-----------------|
| 羽島市※  | 45L                    | 63 円<br>(手数料 36 円 + 袋代 27 円) | 1.40 円          |
| 各務原市※ | 45L                    | 25 円<br>(手数料 3 円 + 袋代 22 円)  | 0.56 円          |
| 山田市   | 45L                    | 50 円                         | 1.11 円          |
| 瑞穂市   | 30L                    | 50 円                         | 1.67 円          |
| 本巣市   | 45L                    | 50 円                         | 1.11 円          |
| 岐南町   | 無料（ごみ処理手数料を含まない単純指定袋制） |                              |                 |
| 笠松町   | 45L                    | 50 円                         | 1.11 円          |
| 北方町   | 45L                    | 50 円                         | 1.11 円          |
| 関市    | 45L                    | 50 円                         | 1.11 円          |
| 平均    |                        | 49 円                         | 1.15 円          |

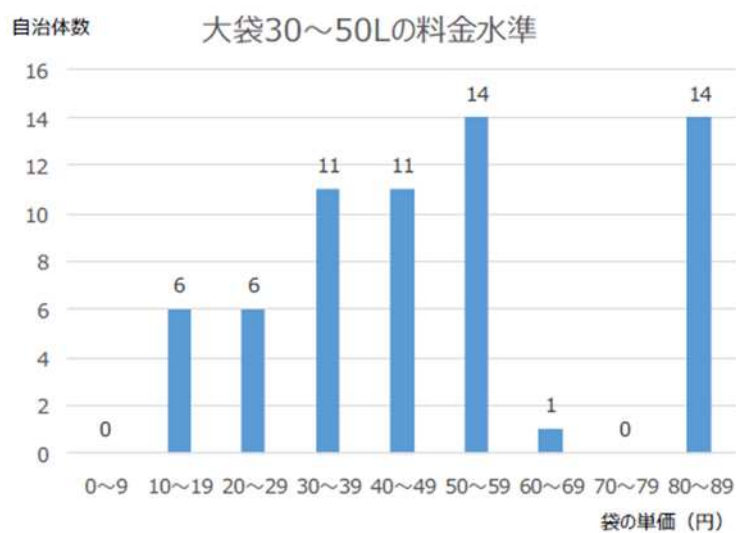
※羽島市、各務原市は、許可業者が指定ごみ袋を作製し、ごみ処理手数料に袋作製費用を加えて販売。袋代は、実売価格等から平均価格を積算

（出典：本市環境部調べ（令和 6 年 4 月現在））

また、環境省が行った調査によると、次ページの図 26 のとおり、大袋（30L～50L）の料金水準は、30 円から 50 円台の自治体が多くなっています。なお、北海道及び関東の一部の自治体において、大袋 1 枚あたり 80 円台の料金水準としている自治体が見られます。

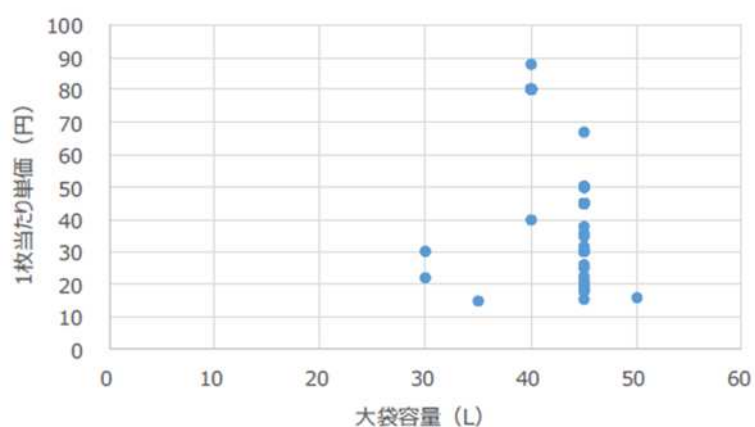
次ページの図 27 は、大袋の容量別の料金水準分布です。大袋の容量は平均 46L、1 枚あたり平均単価は 48 円となり、1L あたりに換算すると 1.11 円となっています。

※調査対象は、平成 22 年度から平成 30 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体のうち、単純比例型を導入している 63 自治体



(出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和４年３月）」)

【図 26】大袋（30～50L）の料金水準



(出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和４年３月）」)

【図 27】大袋（30～50L）の料金水準分布

#### ④ごみ処理原価

令和 5 年度の家庭系ごみの処理経費は、表 13 のとおり、約 46.7 億円になります。そして、家庭系ごみの処理量は、約 8.2 万 t であるため、1t あたりのごみ処理原価は、56,661 円となります。

これをすべて、家庭系普通ごみのごみ処理手数料で負担すると、ごみ処理手数料は、**45L ごみ袋 1 枚あたり約 283 円**となります。

$$(56,661 \text{ 円/t} \times 5\text{kg} \div 283 \text{ 円/kg})$$

※45L のごみ袋 1 袋あたり 5kg とし試算

【表 13】ごみ処理原価（令和 5 年度）

| 区分               |             | 収集・運搬         | 中間処理        |               |             | 最終処分        | 計             |
|------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
|                  |             |               | 破碎          | 焼却            | 選別（RC）      |             |               |
| 総原価              | ごみ処理経費（円）   | 2,898,395,555 | 229,747,587 | 1,677,676,197 | 356,284,293 | 122,777,915 | 5,284,881,546 |
|                  | ごみ処理量（t）    | 77,695        | 7,793       | 111,970       | 9,471       | 12,604      | 122,320       |
|                  | ごみ処理原価（円/t） | 37,305        | 29,481      | 14,983        | 37,618      | 9,741       | 43,205        |
| 家庭系<br>ごみの<br>原価 | ごみ処理経費（円）   | 2,898,395,555 | 188,473,800 | 1,144,002,259 | 356,284,293 | 83,721,884  | 4,670,877,791 |
|                  | ごみ処理量（t）    | 77,695        | 6,393       | 76,352        | 9,471       | 8,595       | 82,435        |
|                  | ごみ処理原価（円/t） | 37,305        | 29,481      | 14,983        | 37,618      | 9,741       | 56,661        |

ごみ処理手数料の料金水準について、「①排出抑制・再生利用の推進」、「②住民の受容性」、「③周辺市町の料金水準」、「④ごみ処理原価」の 4 つの観点で検討を行いました。

家庭系ごみの処理経費のすべてをごみ処理手数料でまかなう場合、ごみ排出量に応じた公平性が最大限確保されることとなりますが、市民の経済的負担が重くなってしまいます。

そこで、市民が受容できる手数料額の範囲内で、ごみの排出抑制・再生利用の最大化を図る必要があります。そのうえで、周辺市町の料金水準を考慮し、家庭系ごみ処理手数料は、**45L のごみ袋 1 枚あたり 50 円(1L あたり 1.11 円程度)**とします。

## (5) 家庭系ごみ処理手数料の徴収方法

ごみ処理手数料の徴収方法には、ごみ処理手数料を含む市指定のごみ袋を使用する「有料指定ごみ袋方式」のほか、市販のごみ袋等にごみ処理手数料を含むシールを貼付する「有料シール方式」などがあります。

指定ごみ袋方式の場合、収集する際に、排出されているごみの量を確認することが容易である一方で、市販のごみ袋やレジ袋を活用できないといった特徴があります。

また、シール方式は、レジ袋をごみ袋として利用することも可能であり、小さいため製造時や家庭での保管など、取扱いは容易ですが、収集する際に、排出されているごみの量の確認や、ごみの量に応じた適切なシールが貼付されているかを確認する作業が発生し、収集効率が下がるといった特徴があります。

これまで本市の普通ごみの排出は、透明又は半透明の市販のごみ袋を使用しており、ごみ袋の使用は、広く市民に周知されているほか、指定ごみ袋にごみを入れる時点で、排出抑制の動機づけが強く働くと想定されることから、ごみ減量の効果が実感しやすく、収集時の視認性や不適正な排出を確認することが容易であるという観点からも、ごみ処理手数料の徴収方法は、ごみ処理手数料を含む市指定のごみ袋で排出する「**有料指定ごみ袋方式**」とします。

なお、既存の無色透明又は乳白色で半透明のごみ袋やレジ袋は、ごみ処理有料化後も、ビン・カン・ペットボトルやプラスチック製容器包装などの資源ごみを排出する際に使用することができます。

### ○有料指定ごみ袋の種類と形状

指定ごみ袋の種類を増やすことで市民の利便性が高まり、あわせて、容量に応じた手数料を設定することで、ごみ減量への動機付けが働きやすくなります。加えて、ごみ排出量が少ない単身世帯など多様な生活様式への配慮から、指定ごみ袋は「**45L、30L、15L の 3 種類**」とします。

また、指定ごみ袋は、ごみ排出時の利便性を考慮し、口を結びやすく、持ち運びしやすい持ち手付きの形状とする予定です。

## （６）家庭系ごみ処理手数料額

（４）（５）から、家庭系ごみ処理手数料額を表 14 のとおりとします。  
なお、ごみ減量への動機付けや金銭的負担軽減の観点から、容量の小さいごみ袋ほど、手数料が安価となるように設定します。

【表 14】家庭系ごみ処理手数料額

| ごみ袋の容量              | 45L   | 30L   | 15L   |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ごみ袋 1 枚あたりの手数料 [税込] | 50 円  | 33 円  | 16 円  |
| 手数料額(10 枚入／袋) [税込]  | 500 円 | 330 円 | 160 円 |

※ 指定ごみ袋取扱店（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどの小売店を想定）を幅広く募集し、指定ごみ袋取扱店で有料指定ごみ袋を販売します。

なお、有料指定ごみ袋は、有料化開始の 2 か月程前から販売を開始する予定です。

※ 指定ごみ袋取扱店では、全てのサイズを 1 袋(10 枚入)単位で販売します。

## （７）家庭系ごみ処理手数料の減免

ごみ処理有料化の目的の一つに、「排出量に応じた費用負担の公平性の確保」があり、市民の皆様には、ごみ排出量に応じた費用負担を求めることとしています。しかしながら、ごみ処理有料化に伴い、一定の経済的な負担が生じることから、配慮が必要な世帯について、手数料の減免を実施している自治体があります。

環境審議会からの答申においても、「社会的弱者にとって過度な負担とならないよう、『生活保護受給世帯』、『天災その他の災害を受けた者』を対象とすることが望ましい。」とされています。

そこで、次ページの表 15 のとおり、社会的に配慮が必要な「**生活保護受給世帯**」や「**天災その他の災害を受けた者**」については、手数料を減免します。

【表 15】手数料減免の対象と排出方法

| 対象                           | 排出方法                                                                                                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活保護受給世帯                     | ・申請により一定数支給する指定ごみ袋を用いて、ごみステーションに排出 など                                                                        |
| 天災その他の災害を受けた者<br>(災害ごみ、火事ごみ) | ・り災証明書を準備の上、事前に申請<br>・申請に基づき市が回収<br><br>※大規模災害が発生し、大量の災害ごみが発生する場合は、市が専用の場所（一次仮置場）を開設し、一次仮置場に排出していただくことになります。 |

## （８）家庭系ごみ処理手数料収入の用途

家庭系ごみの手数料収入については、ごみ処理有料化制度の目的を踏まえ、指定ごみ袋の製造費など**制度の実施に伴う経費**のほか、**ごみ減量・資源化施策の推進、地域のごみ処理を支援する経費**に活用します。

なお、制度開始後、手数料収入の使途及び経費の額については、市民の皆様  
の理解がより深まるよう、市ホームページや広報ぎふ等において公表  
します。

## （９）家庭系ごみ処理手数料の試算額及び制度実施に伴う経費見込み

家庭系ごみ処理有料化による手数料収入として、約 5.7 億円を見込んでいます。

①令和 5 年度の家庭系普通ごみ排出量は、64,433t

②有料化の効果で 12%減量すると、約 56,701t

※26～27 頁から、家庭系ごみは有料化で 12%減量すると仮定

③ごみ処理手数料は、45L ごみ袋 1 袋あたり 50 円（1 袋は約 5kg）

以上、①から③より

ごみ処理手数料：56,701t ÷ 5kg × 50 円 = 567,010,000 円

ごみ処理有料化制度実施に伴う経費として、家庭系の有料指定ごみ袋の製造、保管配送、受注収納管理、そして、指定ごみ袋取扱店への販売手数料の合計で、約 2.3 億円を見込んでいます。

※今後、有料指定ごみ袋の製造等に係る仕様など制度の詳細を検討するなかで、手数料収入や各経費の額を変更する場合があります。

## 6. 事業系ごみ処理有料化制度

### (1) 事業系ごみとは

「事業系ごみ」とは、事業活動によって生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指します。事業者から排出される廃棄物の分別区分は、表 16 のとおりです。

なお、事業活動とは、会社や工場などの事業所のほか、学校や官公署などの公共機関や、NPO（非営利活動団体）、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

【表 16】事業者から排出される廃棄物の分別区分

| 分別区分                |            | 例                                                                           |
|---------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物<br>の<br>活動に伴う | ① 燃え殻      | 焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、コークス灰                                                    |
|                     | ② 汚泥       | 排水処理工程、各種製造工程等から排出される泥状のもの<br>○ 有機性：製紙スラッジ、下水道汚泥、活性汚泥法による余剰汚泥<br>○ 無機性：建設汚泥 |
|                     | ③ 廃油       | 鉱物性廃油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ                                          |
|                     | ④ 廃酸       | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての廃産廃液                                            |
|                     | ⑤ 廃アルカリ    | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液                                           |
|                     | ⑥ 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物                         |
|                     | ⑦ ゴムくず     | 生ゴム、天然ゴムくず                                                                  |
|                     | ⑧ 金属くず     | 鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず                                                        |

| 分別区分  |                                               | 例                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物 | あらゆる事業活動の                                     | ⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず<br>ガラス類(板ガラス等)、陶磁器くず、レンガくず、瓦くず、廃石膏ボード、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、インターロッキングブロックくず、セメントくず、モルタルくず、ストレートくず |
|       | 動に伴うもの                                        | ⑩ 鉦さい<br>高炉・電気炉等の残渣、キューボラのノロ、石炭坑等のボタ、鋳物廃砂                                                                                       |
|       |                                               | ⑪ がれき類<br>工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他各種の廃材の混合物を含む                                                                  |
|       |                                               | ⑫ ばいじん<br>ばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの                                                                         |
|       | 産業廃棄                                          | ⑬ 紙くず<br>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、印刷物加工業から生ずる紙くず                                               |
|       | 特定の事業活動                                       | ⑭ 木くず<br>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類、貨物の流通のために使用したパレット等                |
|       | 動に伴うもの                                        | ⑮ 繊維くず<br>建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず                                             |
|       |                                               | ⑯ 動植物性残渣<br>食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物                                                              |
|       |                                               | ⑰ 動物系固形不要物<br>と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物                                                                           |
|       |                                               | ⑱ 動物のふん尿<br>畜産農業から排出される牛、馬、豚、にわとり等のふん尿                                                                                          |
|       |                                               | ⑲ 動物の死体<br>畜産農業から排出される牛、馬、豚、にわとり等の死体                                                                                            |
|       | ⑳ 上記のものを処分するために処理したもので、<br>上記に該当しないもの(13号廃棄物) |                                                                                                                                 |
| 一般廃棄物 | 普通ごみ                                          | 食品・生ごみ、紙類(リサイクルできないもの)、従業員の飲食等に伴って生じた廃プラスチック類                                                                                   |
|       | 粗大ごみ                                          | 事業所で使用していた木製机、テーブル、布団、座布団など                                                                                                     |
|       | 資源ごみ                                          | ビン・カン・ペットボトル、古紙(リサイクルできるもの)、発泡スチロール、剪定枝等・刈草                                                                                     |

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第11条第2項、「岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(いわゆる、併せ産廃)は、業種限定で紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣及び動物系固形不要物とする。

## (2) 事業系ごみ処理有料化の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあり、ごみ処理に係

る収集、運搬を含めた廃棄物の処理を事業者が責任をもって適正に処理する「排出者責任」が原則とされています。

事業系ごみ処理有料化は、排出者責任の原則に基づき、事業者がごみを排出する際に、ごみの排出量に応じて、その処理費用の一部を、ごみ処理手数料として負担していただくものです。

また、事業系ごみにおいても、ごみ処理有料化によって、家庭系ごみと同様に「①ごみの排出抑制と再生利用の促進」、「②排出量に応じた費用負担の公平性の確保」、「③排出者としての意識改革」を期待できます。

なお、同法第 3 条第 3 項では、「事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」とあり、市の施策に協力することが定められています。

### （３）本市の事業系ごみの取り扱い

一般的に、事業系ごみは、事業者が委託した一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬し、市が処分します。

しかし、本市では、少量排出事業者については、事業系普通ごみであっても地域のごみステーションへ排出し、市が収集運搬、処分する運用を行っています。

これは、事業系普通ごみでも、家庭から排出される普通ごみと併せて、週標準量 50kg 又は、収集回数週 2 回を超えない場合は、家庭系ごみと同様に市が収集運搬するもので、「50kg ルール」と呼ばれる運用です。

45L のごみ袋に入のごみの量が平均 5kg とすると、週 2 回で 10 袋までであれば、地域のごみステーションに排出してもよいことになります。

### ○本市の産業構造の特徴

令和 3 年経済センサス活動調査によると、次ページの表 17 のとおり、市内には、19,852 所の事業所が存在しています。業種別にみると、第 3 次産業が 84.4%と多く、特に「卸売業、小売業（24.7%）」「宿泊業、飲食サービス業（12.0%）」の占める割合が、多くなっています。

一方で、従業者数でみると、20 人未満の事業所が 9 割超であり、特に、従業者数が 1～4 人の小規模な事業所が約 6 割を占めています。

## ○一般廃棄物収集運搬許可業者との契約件数

市内には、約 2 万の事業所が存在する一方で、一般廃棄物収集運搬許可業者（5 社）と契約している事業所は、5,666 所となっています。（令和 5 年 4 月時点）

つまり、1 万 4,000 所あまりの事業所は、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約しておらず、事業所で発生したごみを地域のごみステーションへ排出するか、或いは、ごみ処理施設へ直接搬入していることになります。

【表 17】本市の業種別・従業者規模別の事業所数

| 業種    |                   | 事業所数   | 割合    |
|-------|-------------------|--------|-------|
| 第一次産業 | 農林漁業              | 64     | 0.3%  |
| 第二次産業 | 鉱業、採石業、砂利採取業      | 5      | 0.0%  |
|       | 建設業               | 1,619  | 8.2%  |
|       | 製造業               | 1,419  | 7.1%  |
|       | 電気・ガス・熱供給・水道業     | 19     | 0.1%  |
| 第三次産業 | 情報通信業             | 176    | 0.9%  |
|       | 運輸業、郵便業           | 242    | 1.2%  |
|       | 卸売業、小売業           | 4,909  | 24.7% |
|       | 金融業、保険業           | 443    | 2.2%  |
|       | 不動産業、物品賃貸業        | 1,699  | 8.6%  |
|       | 学術研究、専門・技術サービス業   | 1,081  | 5.4%  |
|       | 宿泊業、飲食サービス業       | 2,376  | 12.0% |
|       | 生活関連サービス業、娯楽業     | 1,725  | 8.7%  |
|       | 教育、学習支援業          | 669    | 3.4%  |
|       | 医療、福祉             | 1,820  | 9.2%  |
|       | 複合サービス事業          | 97     | 0.5%  |
|       | サービス業(他に分類されないもの) | 1,489  | 7.5%  |
| 合計    |                   | 19,852 | 100%  |

| 従業者規模    | 事業所数   | 割合    |
|----------|--------|-------|
| 1～4人     | 11,604 | 58.9% |
| 5～9人     | 3,685  | 18.7% |
| 10～19人   | 2,457  | 12.5% |
| 20～29人   | 856    | 4.3%  |
| 30～49人   | 587    | 3.0%  |
| 50～99人   | 353    | 1.8%  |
| 100～199人 | 94     | 0.5%  |
| 200～299人 | 41     | 0.2%  |
| 300人以上   | 38     | 0.2%  |
| 合計       | 19,715 | 100%  |

※ 出向・派遣従事者のみの  
137 事業所を除く

（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）

#### (4) 有料化の対象とする事業系ごみ

事業系ごみ処理有料化の対象とするごみは、事業系の一般廃棄物のうち、**普通ごみ**とします。

また、粗大ごみは、既に有料化されています。

なお、産業廃棄物と資源ごみについては、これまで同様、産業廃棄物処理業者や一般廃棄物収集運搬許可業者・処分業許可業者、資源物引取業者へ処理を依頼するなど、事業者自らの責任において、適正に処理していただくことになります。

#### (5) ごみ処理手数料の料金体系

家庭系ごみと同様な理由から、「**排出量単純比例型**」とします。

#### (6) 事業系ごみ処理手数料の料金水準

事業系のごみ処理手数料の料金水準については、「①ごみ処理原価」、「②周辺市町の料金水準」、「③少量排出事業者の取り扱い」の3つの観点から検討を行います。

##### ①ごみ処理原価

事業系ごみの処理には、次ページの表 18 のとおり、中間処理として破砕処理及び焼却処理、そして最終処分に関する経費を要し、令和5年度の処理経費は、約6.1億円になります。そして、事業系ごみの処理量は、約4.0万tであるため、1tあたりのごみ処理原価は、15,394円となります。

これをすべて、事業系普通ごみのごみ処理手数料で負担するとなると、ごみ処理手数料は、45Lごみ袋1枚あたり約77円となります。

$$(15,394 \text{ 円/t} \times 5\text{kg} \div 77 \text{ 円/kg})$$

※45Lのごみ袋1袋あたり5kgとして試算

排出者責任の原則からは、事業系普通ごみのごみ処理手数料を、この

ごみ処理原価相当額に設定することが望ましいと考えられます。

【表 18】ごみ処理原価（令和 5 年度）

| 区分               |             | 収集・運搬         | 中間処理        |               |             | 最終処分        | 計             |
|------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
|                  |             |               | 破碎          | 焼却            | 選別（RC）      |             |               |
| 総原価              | ごみ処理経費（円）   | 2,898,395,555 | 229,747,587 | 1,677,676,197 | 356,284,293 | 122,777,915 | 5,284,881,546 |
|                  | ごみ処理量（t）    | 77,695        | 7,793       | 111,970       | 9,471       | 12,604      | 122,320       |
|                  | ごみ処理原価（円/t） | 37,305        | 29,481      | 14,983        | 37,618      | 9,741       | 43,205        |
| 事業系<br>ごみの<br>原価 | ごみ処理経費（円）   |               | 41,273,787  | 533,673,937   |             | 39,056,031  | 614,003,755   |
|                  | ごみ処理量（t）    |               | 1,400       | 35,618        |             | 4,009       | 39,885        |
|                  | ごみ処理原価（円/t） |               | 29,481      | 14,983        |             | 9,741       | 15,394        |

※事業系普通ごみの経費は、ごみ処理原価及び排出量又は最終処分量から算定した推計値

※事業系普通ごみの最終処分量は、総最終処分量(12,604t)を、ごみ焼却量(111,970t)に占める  
事業系普通ごみの焼却量(44,625t)で案分した推定値

## ②周辺市町の料金水準

周辺市町よりもごみ処理手数料を低く設定すると、周辺市町からごみが持ち込まれるおそれがあることなどから、周辺市町の料金水準を考慮する必要があります。

周辺市町の事業系ごみの処理手数料は、次ページの表 19 のとおりです。平均手数料単価は、10kg あたり 124 円、1L あたりに換算すると 1.37 円（45L ごみ袋 1 枚あたり約 62 円）となっています。

なお、徴収方法における「直接持ち込み方式」とは、事業系ごみを事業者又は事業者から委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者が直接、ごみ焼却施設へ持ち込み、計量機でごみ重量を計測することで、その重量に応じてごみ処理手数料を徴収する方法です。

【表 19】周辺市町の事業系ごみ処理手数料及び徴収方法

| 都市名  | 徴収方法   | 手数料<br>(10kg あたり) | 手数料※<br>(1L 換算) | 備考              |
|------|--------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 羽島市  | 直接持ち込み | 110 円             | 1.22 円          |                 |
| 各務原市 | 直接持ち込み | 100 円             | 1.11 円          |                 |
| 山県市  | 指定袋    | 234 円             | 2.6 円           | 指定袋(50L)1枚:130円 |
| 瑞穂市  | 直接持ち込み | 100 円             | 1.11 円          |                 |
| 本巣市  | 直接持ち込み | 100 円             | 1.11 円          |                 |
| 岐南町  | 直接持ち込み | 110 円             | 1.22 円          |                 |
| 笠松町  | 直接持ち込み | 110 円             | 1.22 円          |                 |
| 北方町  | 直接持ち込み | 100 円             | 1.11 円          |                 |
| 関市   | 直接持ち込み | 150 円             | 1.67 円          |                 |
| 平均   | —      | 124 円             | 1.37 円          |                 |

※45Lのごみ袋1袋あたり5kgとして換算

(出典：本市環境部調べ（令和6年3月現在）)

### ③少量排出事業者の取り扱い

事業系ごみの収集運搬に要する経費は、「排出者責任」の原則から、本来、事業者が負担すべきものでありますが、本市では、少量排出事業者は、「50kg ルール」と呼ばれる運用により、事業系普通ごみでも、家庭から排出される普通ごみと併せて、地域のごみステーションへ排出し、市が収集運搬しています。このため、手数料水準を家庭系と区別することは、少量排出事業者にとって分かりづらく、ごみをステーションに排出する際の混乱を招いたり、事業系の手数料水準を家庭系より高く設定すると、事業系ごみが家庭系ごみに混入するおそれがあることや、本市の事業者の多くを占める小規模事業所への支援の観点などから、家庭系ごみと同額とすることが望ましいと考えます。

なお、小規模事業所であっても、ごみステーションに排出可能なごみの量を超える場合や、週2回を超えてごみを排出する場合には、収集運搬許可業者に依頼するなど、収集運搬費用を負担することになります。

このような①、②、③の考察により、本市の周辺市町との均衡を図ると共に少量排出事業者への配慮が重要と考え、事業系ごみの処理手数料は、

家庭系ごみの処理手数料と同額の **45L のごみ袋 1 枚あたり 50 円(1L あたり 1.11 円)**とします。

## (7) 事業系ごみ処理手数料の徴収方法

周辺市町の多くは、「直接持ち込み方式」によるごみ処理手数料の徴収を行っています。しかし、本市には 50kg ルールがあり、少量排出事業者は、家庭系ごみと併せて、地域のごみステーションへ排出しているため、ごみ重量を計測することができず、ごみ処理手数料を徴収することができません。そこで、事業系ごみ処理手数料の徴収方法も、家庭系ごみと同様に「有料指定ごみ袋方式」とします。なお、家庭系と事業系それぞれの有料指定ごみ袋を導入することで、ごみステーションへ排出している家庭系と事業系の普通ごみを区別することが可能となります。

また、事業系ごみは、原則、収集運搬許可業者との契約に基づき、個別に収集運搬されるものであり、ごみの種類や量に応じて収集運搬の頻度を設定することができるため、複数種類のごみ袋を設定することによるごみ減量への動機づけの効果は少ないと考えられるため、指定ごみ袋は、**45L の 1 種類**とします。

## (8) 事業系ごみ処理手数料額

(6)(7) から、事業系ごみ処理手数料額を表 20 のとおりとします。

【表 20】事業系ごみ処理手数料額

| ごみ袋の容量              | 45L   |
|---------------------|-------|
| ごみ袋 1 枚あたりの手数料 [税込] | 50 円  |
| 手数料額(10 枚入／袋) [税込]  | 500 円 |

※指定ごみ袋取扱店（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどの小売店を想定）を幅広く募集し、指定ごみ袋取扱店で有料指定ごみ袋を販売します。

なお、有料指定ごみ袋は、有料化開始の 2 か月程前から販売を開始する予定です。

※ 指定ごみ袋取扱店では、全てのサイズを 1 袋(10 枚入)単位で販売します。

## (9) 事業系ごみ処理手数料の減免

「ぎふ信長まつり」や「ぎふ長良川花火大会」などの、市が主催または共催する事業で発生する事業系ごみについては、現行、一般廃棄物のうちごみ処理手数料を徴収している粗大ごみやし尿は、岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第8条第1項第3号の規定に基づき処理手数料を減免しており、同様に減免します。

また、ごみ処理有料化の目的の一つに、「地域コミュニティの支援」を掲げていることから、地域のお祭りや市民運動会など地域活動の中核をなすイベント等で発生するごみについては、配慮が必要です。そこで、自治会やまちづくり協議会等の地域団体が行う地域のイベント等で発生する「地域のイベントごみ」については、手数料を減免します。

## (10) 事業系普通ごみのステーション排出

ごみ処理有料化後も、ごみステーションにおいて、ごみの排出に伴う混乱を招かないため、また、小規模企業者を支援するため、事業系普通ごみを地域のごみステーションへ排出する運用を継続します。

ただし、事業系の有料指定ごみ袋の導入に伴い、排出されたごみの量が視認しやすいことから、ごみステーションに排出可能なごみの量を重量制限から袋数制限に変更し、また、事業系ごみの排出者責任や家庭系普通ごみの排出量等を考慮して、排出量は家庭系普通ごみと併せて3袋までに制限することや、指定ごみ袋への記名など、ごみステーション排出に対する新たな条件を設定します。

## (11) 事業系ごみ処理手数料収入の使途

事業系ごみの手数料収入については、事業者の責務として、廃棄物を自らの責任において適正に処理することが定められているため、事業者から徴収した手数料は、**ごみ処理に要する費用**の一部として活用するほか、ご

み処理有料化制度の目的を踏まえ、指定ごみ袋の作製費など**制度の実施に伴う経費**として使用します。

## **(12) 事業系ごみ処理手数料の試算額及び制度実施に伴う経費**

事業系普通ごみ処理有料化による手数料収入を試算すると、約 3.5 億円となります。

①令和 5 年度の事業系普通ごみ排出量は、35,275t

②ごみ処理手数料は、45L ごみ袋 1 袋あたり 50 円（1 袋は約 5kg）

以上、①②より

➡ごみ処理手数料収入：35,275 t ÷ 5kg × 50 円 = 352,750,000 円

また、事業系の有料指定ごみ袋の製造、保管配送、受注収納管理、そして、指定ごみ袋取扱店への販売手数料の合計で、約 1.4 億円を見込んでいます。

※今後、有料指定ごみ袋の製造等に係る仕様などを検討するなかで、手数料収入や各経費の額を変更する場合があります。

## 7. ごみ処理有料化に伴う併用施策

家庭系ごみの有料化は、その導入に併せて、ごみ減量・資源化を促進する他の施策と組み合わせて実施することで、より効果的な制度となります。

本市においては、ごみの減量・資源化に有効な施策とともに、地域コミュニティへの支援として、地域のごみ処理支援施策の実施を検討します。

また、地域コミュニティへの支援策は、市民意見交換会等でいただいたご意見を踏まえると共に、自治会等の地域の皆様に、できる限り負担のかからない仕組みとします。

なお、併用施策は、ごみ処理手数料収入から得られる財源の範囲内で行うことを予定しており、今後、各併用施策の詳細検討を進めるなかで、各施策に係る経費の額について算出します。

### (1) ごみの減量・資源化施策

#### ①家庭系剪定枝の資源化

現在、本市では、家庭で庭木を剪定した細い枝（直径 3cm、長さ 30cm 以内）や葉は普通ごみとして、太い枝（直径 20cm、長さ 1.5m 以内）は粗大ごみとして処理しています。

ごみ処理有料化制度の導入に併せて、家庭から出る剪定枝（枝や葉）を資源物として回収し、バイオマス燃料などに資源化します。

制度詳細は、今後引き続き検討していきますが、季節性が高いことから、排出場所は、市内 3 か所の粗大ごみ自己搬入施設へ持ち込むこととし、その際には、運搬しやすいよう紐等で束にするか、袋に入れ持ち込んでいただくこととします。

なお、事業系の剪定枝等については、市の許可を受けた民間の一般廃棄物処分業者によって、既に資源化されています。

## ②プラスチック製品の再商品化（令和 10 年度末までに実施予定）

現在、本市では、プラスチック製容器包装を除いたプラスチック製品のうち、ストローやスプーン、ビニールひもなどは普通ごみとして、バケツやハンガー、おもちゃなどは粗大ごみとして処理しています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和 10 年度末を目途に、プラスチック製品を資源物として回収し、プラスチックの原料であるフレークやペレットなどにリサイクル（再商品化）します。

制度詳細は、今後引き続き検討していきますが、現在、週に 1 回収集しているプラスチック製容器包装と一括して収集する予定です。

なお、事業活動に伴って排出されるプラスチック製品は、産業廃棄物となりますので、これまでどおり、産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するなど、事業者自らの責任において適正に処理していただくことになります。

## ③その他の資源化手法の調査研究

このほか、更なる資源化を進める具体的な手法について、調査研究を行っていきます。

例えば、使用済み紙おむつの処理は、国においても深刻な課題であると捉えられており、令和 6 年度に改定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、使用済み紙おむつリサイクルの推進のため、調査研究を支援していくとしております。これを受けて、一部の自治体において、地元企業等と共同して使用済み紙おむつの再商品化の実証実験が始められており、本市においても、これらの事例について調査研究していきます。

また、落ち葉や刈り草、草花については、現状、資源化にあたって課題があるため資源化の対象外としていますが、資源化に向け、継続して調査研究していきます。

また、事業所への立入調査・指導の実施や、啓発リーフレットを配布するなど、事業系ごみの資源化を推進します。

## (2) 地域のごみ処理支援施策

### ① ごみステーションの維持管理に対する協力費の交付

本市のごみステーションの多くは、自治会が維持管理を担っており、ごみ当番や清掃当番など自治会員が直接労力を負担するとともに、自治会費等でカラス除けネットを購入し、設置しています。

また、本市に限らず、ごみステーションの利用を巡って、自治会加入の有無が元でトラブルが発生する事例もあります。

そこで、安定的な地域のごみ処理体制を維持すること、ごみステーションの維持管理に係る自治会の負担軽減を図ることなどを目的に、自治会に対して協力費を交付します。

協力費は、例えば、カラスなどの鳥獣対策用ネット・ボックスの購入や清掃用道具、ごみ出し時の見守り当番への謝礼、有料指定ごみ袋の自治会加入世帯や清掃活動・イベント参加者への配布など、それぞれ地域の実情に応じて、自治会の裁量で、地域のごみ処理に係る様々な用途に活用できるものとしします。

### ② 高齢者等へのごみ出し支援

ごみをステーションへ自ら持ち出すことが困難な高齢者等の世帯に対して、ごみ出しを支援する制度を実施します。

本市の一部地域では、高齢者などを対象に、近所の方や子ども会等によってごみ出しの協力が行われています。地域コミュニティへの支援策として、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者等に代わって、地域でごみ出しを協力いただく、いわゆる「ふれあい収集」に対して、その活動に対する支援金を交付します。

まずは、現在、既に支援活動を実施している地区をモデルケースとして先行して実施し、この事例を広く紹介し、市内全域に支援活動を展開していきます。

### (3) その他（デジタル技術等を活用したごみ収集の効率化）

また、昨今の清掃職員の高齢化や、全国的な人手不足、気候変動に伴う労働環境の変化等の中においても、今後も継続して、安定的なごみの収集体制を維持する必要があります。

一部の自治体では、ごみ収集車に AI センサーを搭載し、ごみ収集量をリアルタイムで計測することで、1 台当たりの積載量を把握し、より最適な収集ルート of 構築を図るなど、ごみ収集にデジタル技術を活用している事例が見られます。このように、デジタル技術等を活用したごみ収集の効率化について、先行自治体での事例などを調査研究していきます。

## 8. ごみ処理有料化の実施に向けた取り組み

### (1) 周知及び啓発活動

ごみ処理有料化の導入にあたっては、有料化の目的やその仕組み等について、市民や事業者の皆様の理解と協力を得ることが必要不可欠です。

そのため、市民説明会を各地区において広く開催するほか、説明会に参加できない方に向けて、広報紙や市のホームページ、SNS (LINE、Facebook、X) 等を活用して、周知を行います。

また、自治会未加入世帯や外国人に対しても情報を周知できるよう、有料化制度に関するチラシを言語等も考慮して作成し、全戸配布するほか、様々な媒体を通じて周知啓発を図ります。

また、事業者に対しては、各種業界団体や収集運搬許可業者を通じて、周知を行います。

### (2) 不適正排出・不法投棄対策

ごみ処理有料化の導入後に懸念される問題として、有料指定ごみ袋以外でごみが排出される不適正排出や、山間部などへの不法投棄が行われるこ

とが考えられます。このような不適正排出、不法投棄を防止するために、次の対策を実施します。

### ①不適正排出対策

有料指定ごみ袋以外でごみが排出されることを防止するため、指定袋は、視認しやすいものとします。

また、有料指定ごみ袋以外で排出された場合などごみステーションに不適正に排出されたごみは、これまでと同様に、ごみ収集作業員が「イエローカード」を貼付後、一定期間ステーションに残置し、排出者に対し、注意喚起を行います。その後、内容物の調査等を行い、排出者が特定できた場合は、直接指導を行います。

なお、普通ごみなど、カラス等の鳥獣被害や、衛生面で問題のあるごみは、市職員が当該地域の自治会と協議のうえ速やかに回収し、その後は上記と同様に対応します。

さらに、同一のごみステーションに、不適正な排出が繰り返される場合は、市職員によるごみステーションの早朝パトロールの実施や、警察へ情報提供を行い連携して対応にあたるなどの対策強化を図るほか、ルール違反防止の啓発看板の設置など周知啓発にも努めていきます。

### ②不法投棄対策

不法投棄の発見に係る通報を受けた際には、市職員が現地確認や通報者への聞き取りなどして対応します。そして、悪質な事案などに対しては、警察と連携して、投棄場所の継続調査等により、行為者を特定し、厳しく指導を行います。

なお、投棄場所の所有者及び管理者とは、不法投棄物の処理方法や今後の不法投棄防止策について市職員が相談対応します。

また、フリーダイヤル専用電話による通報を可能とした「不法投棄 110 番」の設置や、郵便局や森林組合と覚書を締結し、情報提供を受けると共に、岐阜市オンライン申請総合窓口サイトの Logo フォームによる不法投棄に係る通報機能や、スマートフォンでごみの分別方法の検索

などができる岐阜市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(令和6年10月配信開始)への不適正排出、不法投棄通報機能を追加することで、不法投棄事案への迅速な対応を図ります。

さらに、山間部などの不法投棄が行われやすい場所への市職員及び民間警備会社によるパトロールを強化するほか、各地域の不法投棄監視モニターとの連携や、ごみ出しのルールなどを活用した広報啓発や警告看板の設置などにより、不法投棄の未然防止に努めます。

### **(3) ステーション管理のルール化**

本市のごみ収集は、車両の運行体制や収集時間、収集に係る経費等を踏まえ、効率的に収集を行うため、ごみステーションによる収集方式を採用しています。

ごみステーションの設置は、原則、自治会から申請に基づき、住民立ち合いのもと、ごみステーションを設置した場合の交通への影響といった安全面などを考慮したうえで設置します。

3(1)に記載のとおり、本市のごみステーションは約2万7千箇所と、他の中核市と比較しても非常に設置数が多い状況です。さらに、近年、ごみ出しが困難な高齢者への配慮や自治会未加入者のステーション利用に係る問題などから、既存のごみステーションの細分化や新設要望が増加しております。

また、地域では、ごみステーションの管理や利用にあたり、周辺市町を含む、他の地域からのごみの持ち込みや、自治会への加入の有無が元でトラブルが発生するなど、様々な課題を抱えています。

そこで、市全域でごみステーションの利用状況等の実態調査を行い、地域の実情を踏まえ、ごみステーションの設置基準や、利用方法などをルール化し、市民の皆様へ周知を行い、ごみステーションの適正な管理と利用を図ります。

#### (4) 評価と見直し

ごみ処理有料化の導入後、制度を効果的に運用していくためには、定期的に制度の点検や評価を行うことが必要です。

具体的な方法としては、ごみ処理有料化に伴う効果や併用施策の実施状況について、岐阜市環境審議会や岐阜市ごみ減量対策推進協議会において、第三者の点検・評価をいただきます。

そして、点検・評価の内容を踏まえ、一定期間ごとに、有料化制度及び併用施策の見直しを実施していきます。

